【指定基準編】介護サービス事業者自己点検表

事業所番号					
事業所の名称					
事業所の所在地					
電話番号					
FAX 番号					
e-mail					
法人の名称					
法人の代表者名					
管理者名					
主な記入者 職・氏名					
記入年月日	令和	年	月	日	
(実地指導日)	令和	年	月	日	

〇職員の配置状況 (令和 年 月末現在)

施設種別	特別養護老人ホーム		併設短期入所生活介護 (有·無)	The state of the s	特養と併設短期の合	計数
ユニット数						
入居定員		人		人		.
(直近在籍者数)	()		()		()
前年度平均入居者数	,	•			1 D ##L	
	前年度の入居者延	数※	前年度の日数		入居者数	
		÷	137124	=		人
		人・日		日		^
	(小数点第2 位以下					
			り場合は、短期入所生活	介護の利用者を入居者延	数に算入してください。	併設型の場合は、入居
	者延数には含めな					
夜間及び深夜の時間帯		時 ~	 時			
配置すべき職種	配置基準	配置数	配置基準	配置数	配置基準	配置数
管理者(施設長)						
医師						
生活相談員						
(うち常勤)	()	()	定員20以上1以上	()	()	()
看護職員+介護職員						
うち看護職員						
(うち正看)	()	()	()	()	()	()
(該当する加算に〇)	看護体制加算 I	П	看護体制加算 I I	ши		
(うち常勤)	()	()	定員20以上1以上	()		
うち介護職員						
(うち常勤)	()	()	定員20以上1以上	()		
管理栄養士						
	1以上		1以上			
機能訓練指導員	122		122			
1成形:30mm/11等員 職種()	1以上		1以上			
(該当する加算記入)	個別機能訓練加算	<u> </u>	機能訓練指導員配置加	<u> </u> 笛		
介護支援専門員	אבאנטאוויתם מאון ניניםו	,		-21- (/		
(うち常勤)	(1以上)	()			()	()
事務職員		•			_	
調理職員(雇用者)						
調理職員(委託)						
清掃職員					_	
宿直者	①雇用形態【事務職	↓ 損等・宿直専門職員・	委託職員】 ②宿直者	数 人/日		
その他	職名:		業務:			
(職名と業務内容)	職名:		業務 :			

- ※この表を作成する根拠となる「常勤換算表」は、別途、人別の根拠となる資料を作成してください。
- ※各基準の算定方法については、「第2人員に関する基準」に基づき作成してください。
- 注1:人員配置の算定に用いる「前年度の入居者数」は、前年度(4月1日~翌年3月31日)の全利用者等の延数(=算定数)を前年度の日数で除した数とし、小数点2位以下を切り上げます。(老企40⑸②)
- (補足) 定員超過にかかる「利用者数」は、入居日を含み退所等した日は含みません。(老企40(2)④)
- 注2:特別養護老人ホームに併設される短期入居生活介護については、特養に必要とされる数の従業者に加えて併設短期の従業
- 者を確保する必要があります。この場合、特養と併設短期の利用者数を合算して、職員の配置数及び夜勤数を算出します。

(平11 厚令37 第121 条第4 項)

- 注3:ただし併設短期の看護職員数については、特養のみの利用者数で算定します。ただし、併設短期の「定員」が20人以上の場合は、併設短期に「常勤」の看護職員を1名以上配置する必要があります。
- 注4:併設短期の生活相談員並びに介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は常勤でなければなりません。ただし、併設短期
- の「定員」が20人未満の場合は、この限りではありません。 注5:看護職員、介護職員の配置数については、常勤換算方法で記入してください。

介護サービス事業者自己点検表の作成について

1 趣 旨

この自己点検表は、介護サービス事業者の皆様が事業を運営するにあたって最低限遵守しなければならない事項等について、関係法令、通知などの内容をもとにまとめたものです。定期的に本表を活用し、事業運営状況の適否を、自主的に点検していただきますようお願いします。

2 実施方法

- ① 定期的に実施するとともに、事業所への実地指導が行われるときは、他の関係書類とともに市へ提出してください。なお、この場合、必ず控えを保管してください。
- ② 記入時点での状況について、各項目の点検事項に記載されている内容について、満たされていれば「はい」に、そうでなければ「いいえ」の部分に〇印をしてください。 なお、該当するものがなければ「該当なし」の部分に〇印(もしくは「なし」と記入)をしてください。

(「はい」又は「いいえ」のどちらかを消去する方法でも構いません。)

- ③ 点検事項について、全てが満たされていない場合(一部は満たしているが、一部は満たしていないような場合)は、「いいえ」に〇印をしてください。
- ④ 各項目の文中、単に「以下同じ」「以下〇〇という。」との記載がある場合には、当該項目内において同じ、または〇〇であるということを示しています。
- ⑤ 複数の職員で検討のうえ点検してください。
- ⑥ 点検項目ごとに根拠法令等を記載していますので、参考にしてください。

3 根拠法令等

「根拠法令」の欄は、次を参照してください。

 条例	松本市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
本 [7]	(令和2年松本市条例第77号)
特養条例	松本市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
付食木例	(令和2年松本市条例第73号)
法	介護保険法(平成9年法律第123号)
施行規則	介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)
亚 11 厄会 20	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準
平 11 厚令 39	(平成 11 年 3 月 31 日・厚生省令第 39 号)
亚 10 老人 40	指定介護老人福祉施設の人員、施設及び運営に関する基準について
平 12 老企 43	(平成 12 年 3 月 17 日付老企第 43 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
亚 11 原 人 AC	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準
平 11 厚令 46	(平成 11 年 3 月 31 日・厚生省令第 46 号)
平 12 老発 214	特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について
十12 亿光 214	(平成 12 年 3 月 17 日付老発第 214 号。厚生省老人保健福祉局長通知)
亚 10 原生 10	指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
平 12 厚告 19	(平成 12 年 2 月 10 日・厚生省 告示 第 19 号)
亚 10 原件 01	指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準
平 12 厚告 21	(平成 12 年 2 月 10 日・厚生省 告示 第 21 号)
	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定施設サービス等に要
平 12 老企 40	する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成 12 年
	3月8日付老企第40号。厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
平 27 厚労告 96	厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号)
平 12 厚告 27	厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介

·
護費等の算定方法(平成 12 年 2 月 10 日・厚生省告示第 27 号)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 11 年 3 月 31 日・厚生省令第 37 号)
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準について
(平成11年9月17日付老企第25号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等
(平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 94 号)
厚生労働大臣が定める基準(平成 27 年 3 月 23 日・厚生労働省告示第 95 号)
厚生労働大臣の定める利用者等が選定する特別な居室等の提供に係る基準等
(平成 12 年 3 月 30 日・厚生省告示第 123 号)
通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて
(平成 12 年 3 月 30 日付老企第 5 4 号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
「身体拘束ゼロ作戦」の推進について
(平成 13 年 4 月 6 日付老発第 155 号厚生労働省老健局長通知)
社会福祉施設における防火安全対策の強化について
(昭和62年9月18日付社施第107号 厚生省社会局長・児童家庭局長通知)
厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順
(平成 18 年 3 月 31 日・厚生省告示第 268 号)
居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針
(平成 17 年 9 月 7 日 厚生労働省告示第 419 号)
介護保険最新情報(平成22年4月7日)Vol. 146
平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(厚労省事務連絡)
平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1)(厚労省事務連絡)
令和 3 年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol.1) (厚労省事務連絡)

4 提出先・問合せ

松本市 健康福祉部 福祉政策課

〒390-8620 松本市丸の内3番7号 松本市役所 東庁舎2F

TEL: 0263 (34) 3287 FAX: 0263 (34) 3204 e-mail: fukushikansa@city.matsumoto.lg.jp

介護サービス事業者自主点検表 目次

項目	内容	担当者 確認欄
	基本方針	HEMOTING
1	基本方針	
2	用語の定義	
第2	人員に関する基準	
3	医師	
4	生活相談員	
5	介護職員又は看護職員	
6	栄養士又は管理栄養士	
7	機能訓練指導員	
8	介護支援専門員	
9	入居者数の扱い	
10	勤務体制の確保等	
11	夜勤職員の基準	
12	管理宿直者	
第3	設備に関する基準	
13	ユニット型施設の設備	
14	設備等の留意事項	
第4	運営に関する基準	
15	内容及び手続きの説明及び同意	
16	提供拒否の禁止	
17	サービス提供困難時の対応	
18	受給資格等の確認	
19	要介護認定の申請に係る援助	
20	入退所	
21	サービス提供の記録	
22	利用料等の受領	
23	居住費及び食費	
24	保険給付の請求のための証明書の交付	
25	施設サービスの取扱方針	
26	身体的拘束の禁止等	
27	サービスの質の評価	
28	施設サービス計画の作成	
29	介護	
30	食事	
31	相談及び援助	
32	社会生活上の便宜の提供等	
33	機能訓練	
34	栄養管理 	
35	口腔衛生管理	
36	健康管理	
37	入院期間中の取扱い	
38	入居者に関する市町村への通知 竪急味等の対応	
39	緊急時等の対応	
40	管理者による管理	

項目	内容	担当者 確認欄
41	管理者の責務	7年100年
42	計画担当介護支援専門員の責務	
43	運営規程	
44	業務継続計画の策定等	
45	定員の遵守	
46	非常災害対策	
47	衛生管理等	
48	協力病院等	
49	掲示	
50	秘密保持等	
51	広告	
52	居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	
53	苦情処理	
54	地域との連携等	
55	事故発生の防止及び発生時の対応	
56	虐待の防止	
57	入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負	
	担軽減に資する方策を検討するための委員会	
58	会計の区分	
59	記録の整備	
60	介護サービス情報の公表	
61	変更の届出等	
62	法令遵守等の業務管理体制の整備	

項目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類
第1 基	· 本方針			
1 基本方針	(1) ユニット型 ユニット型指定介護老人福祉施設(以下、「ユニット型施設」という。)は、入居者 1人 1人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援していますか。 (2) ユニット型 地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	はいいえ	条例第45条第1 項 平11厚令39 第39条第1項 条例第45条第2 項 平11厚令39 第39条第2項	・概況説明 ・定款、寄付行為 等 ・運営規程 ・パンフレット 等
(高齢者 の防止)	(3) 事業所の従業員は高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めていますか。 (養介護者による高齢者虐待に該当する行為) ア 利用者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。 イ 利用者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 ウ 利用者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 エ 利用者にわいせつな行為をすること又は利用者をしてわいせつな行為をさせること。 オ 利用者の財産を不当に処分することその他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。	はいいいえ	高齢者虐待防止法 第5条第1項 高齢者虐待防止法 第2条第5項	
	(4) 高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、サービスの提供を受ける利用者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備等、虐待の防止のための措置を講じていますか。	はいいいえ	高齢者虐待防止法 第20条 条例 第45条第3項	
	(5) 高齢者虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村に通報していますか。	はい・いいえ	高齢者虐待防止法 第21条第1項	
	(6) サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めていますか。	はいいえ	条例第45条第4項	
(基準省	この場合において、「科学的介護情報システム(LIFE: Long-term careInformation system For Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィを活用することが望ましいです。 (1) 基準省令は、指定施設が、目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであることを念	はい・いいえ	平12 老企43	
令の性 格)	頭に、その運営の向上に努めていますか。 (2) 指定施設が運営開始後、基準省令に違反することが明らかになった場合は市長の指導等の対象となり、	はい・いいえ	第1の1 平12老企43	
	その指導に従わない場合は、指定が取り消されます。これらの法令遵守義務を念頭に運営していますか。 (3) 次に掲げる場合には、基準省令に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに取消しとなる場合がありますが、これらの規定を念頭に運営していますか。 ① 次に掲げるとき及びその他指定施設が自己の利益を図るために基準に違反したとき。 イ 指定施設サービスの提供に際して入居者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき。 ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護者に対して自らの施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与したとき。 ハ 居宅介護支援事業者又はその従業者から、自らの施設からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受したとき。 ② 入居者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき。 ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準省令違反があったとき。	はいいえ	第1の2 平12老企43 第1の2の①。②。 ③	
2 用語の定 義	※ 常勤換算方法は、指定施設の従業者の動務延期閣数(下記「勤務延期閣数)参照)を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。)で除することにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数「換算する方法をいいす		平12老企43 第2の6の(1)	
^我 (1) 常 勤 換 算 方法	(1) 指定施設の従業者の勤務延時間数を当該施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数(1週間に 勤務すべき時間数が32 時間を下回る場合は32 時間を基本とする。)で除する(小数点第2位以下切り捨 て)ことにより、当該施設の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。ただ し、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47 年法律第113 号)第 13 条第1項に規定する措置(以下「母性健康管理措置」という。)又は育児休業、介護休業等育児又は家 族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76 号。以下「育児・介護休業法」という。)第 23 条第1項、同条第3項又は同法第24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置(以下「育児及び介 護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。)が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤 換算方法での計算に当たり、常勤の従事者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うこ とを可能とする。	はいいいえ	平12老企40 第2の1の(4)	
		l	1	I

項目	自	主点検のポ	イント	点 検	根拠法令	確認書類
		強換算に用いる時間数を記える	入してください。(例:11 月 168 時間 又は			
	11 月 171.4 時間等) 【 月	時間】				
	※ 配置基準を満たしていたかは、実績べ一.	スの勤務表が限処となります。				
(2)	① 党带场等广体用去 2 「带效症		対に		平12老企43	
勤務延時 間数		供のための準備を行う時間(特機の時間を含む。)として明確に位置付け		第2の6の(2)	
	② 従業者1人につき、勤務延時 が勤務すべき勤務時間数を上限		時間数は、当該施設において常勤の従業者			
(3) 常勤	下回る場合は32時間を基本とする。)に達しただし、母性健康管理措置又は育児及び介整っている場合は、例外的「常質が必定業者が当然するき時間という。 一般の合計が常動が従業者が動務すべき時間という。 間の合計が常動が従業者が動務すべき時間という。 間の合計が常動が従業者が動務すべき時間という。 間の合計が常動が従業者が動務すべき時間という。 間の合計が常動が従業者が動務すべき時間という。 間の合計が常動が従業者が動務すべき時間という。 また、人員基準において常動要件が設ける。 母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条。 同法第23条第2項の育児林業に関する制度「 動力、準度で請する措置による休業(以下 動力、従事者を常動が従業者の員数:換算する。 ※ 併設の別事業所間の業務を兼務しても常 等の職務に従事することができる」という。	でいることをいいます。 議のための所定労働時間の短縮等の措置 勤務すべき時間数を30 時間として取りれて、当該施設の職務と同時並行的ご行かに達していれば、常勤の要件を満たすも、併設されている場合、指定介護を入福祉 助要件を満たすこととなります。 っている場合、従事者が労働基準法 呼称 第1号に規定する育児休業(以下「育児 二準ずる措置又は記法第24条第1項(第 育児休業に準ずる休業)という。を取続 ことにより、人員基準を満たすことか可 動として扱われるのは、管理者、施設長 た但し書きがあるものに限ります。 処遇等を行う業務(循護、介護、機関部	れることが差し支えないと考えられるものについては、それぞのとして扱かれます。 施設の管理者と指定通所介護事業所の管理者を兼務している者 122 年法律第49 号)第66 紀に規定する休業(以下「産前産後が休業」という。)、同条第2号に規定する介護休業(以下「介護が2号に係る部分に限る。)の規定により同項第2号に規定する育計中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有能であることとする。 1 のような直接処遇等を行わない業務で、「同一敷地内にある他 東、框談業務など)は、原則として兼務した場合は、それぞれ常	制め物設として れに係る動物等 ま、その動物等 株業」という。)、 業」という。)、 民休業に関する する複数の非常 の事業所、施設	平12老企43 第2の6の(3) 平12老発214 第3の1の(3) 平12老企43 第2の6の(3)	
(4) 専ら従事 する	帯とは、当該従業者の当該サービスに係る動行されるものでない、職務について、特徴に従勤」に必要な時間を満たさなくなった職員は	郷邿間をいうものであり、当該従業者の2 事する時間帯以外の時間帯であることを 準勤ではなくなりますので注意してくだ 調がではなくなりますので注意してくだ は、「専 語が解析を導動」に位置づけたときは、「専 語が解析を表している。」	·ら」「常勤の」という加算要件がありますので、< ・ 	、同時並行的に これにより「常	H27. 4. 1Q&A N0130~133	
	練指導員として従事した時間は含むことができ	きません(看護業務と機能訓練指導員業)	短期入居生活介護)の加算要件としての常勤機算には、当該看 際の従事時間を区分する必要があります)。また、看護体制加算(終別に従事する看護剤によって算定することは望ましくありませ	I)及び(II(併	H21.3.23 平成 21 年 改定関係Q&A vol.1問83	
第2 人	員に関する基準					
3 医師	(1) 入居者に対し健康管理及(2) 嘱託医の契約を締結していま		必要な数を配置していますか。	はい・いいえ	条例第 4 条第 1 項 第 1 号	運営規程勤務表
IN IN	項目	(1人目)	(複数の場合)	Iው የ ⁻ የ የ የ ነላር	平11厚令39	・
	嘱託医の指名				第4条第1項 第1号	・資格証の写し
	契約年月日				20.	
	主たる勤務先					
	専門科目					
	勤務日(曜日)					
	月の勤務日数					
	月の勤務時間					
(生活相	(短期入居併設の特養における生活	結禁員・介護職員・看護職員	員の員数の留意点)			

項目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類
談員·介 護職員·	※ 特別擴張を人ホームに併設される短期入居については、特徴に必要とされる数の従業者に加えて併設短期の従業者を確保する必要があります。		平11厚令37 第121条第4項	
看護職員の員数の	※ この場合、併設短期入居の生活相談員、介護職員及び奮驤職員の員数は、特養と併設短期の利用者数を合算して、職員の通置数及び夜勤数を第	出します。	また25 第3の8のハ	
留意点)			3,000	
4 生活相談 員	(1) 入居者の数が 100 又はその端数を増すごとに 1 以上配置していますか。	はいいえ	条例 第 4 条第 1 項第 2 号 平11 厚令 3 第 2 条 第 1 項第 2 号	・勤務表・常勤、非常勤職員の員数がわかる書類・入所者数がわ
	(2) 生活相談員は、次の資格を有する者としていますか。	はい・いいえ	平12 老企43 第2の1 平11 厚令46 第5条第2項	かる書類 ・出勤簿 ・養成機関修了 証
	 ※ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項に定める生活相談員の基準について、具体的には長野県の相談員の資格要件について」(平成26年3月5日長野県健康福祉部健康長寿課介護支援室長通知)により、次のとおりとして、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者」の資格要件 ① 社会福祉士事任用資格 ② 社会福祉士 ③ 精神保健福祉士 イ 「同等以上の能力を有すると認められる者」の資格要件 ① 介護支援専門員 ② 介護福祉士 			・職員履歴書
	(3)生活相談員は常勤の者を配置していますか。 ※ 基準を超えて配備された生活相談員は時間帯を明確に区分したうえで法人内の他の業務に従事することができます。	はい・いいえ	平11厚令39 第2条第5項 平12老企43第二	
	生活相談員の氏名 保有資格			
5 介護職員 又は看護 職員	介護職員又は看護職員は、常勤換算方法で、入居者の数(特養入居及び併設短期入居の利用者の計で前年度の平均)が3又はその端数を増すごとに1人以上配置していますか。	はいいえ	条例第4条第1項 第3号ア 平11厚令39 第2条第1項 第3号イ	
(看護職員の数)	(1) 看護職員(看護師又は准看護師)の配置数は、次の基準を満たしていますか。	はいいえ	条例第 4 条第 1項 第 3 号 4 平 11 厚 令 39 第 2 条第 1 項第 3 号 口	・勤務表 ・常勤、非常勤職 員の員数がわか る書類 ・出勤簿
	看護職員の基準に係る入居者の数は、特養入居者及び空床利用の短期入居者の合計とします。 石護職員数 石護職員数 ア 30 まで 常勤換算方法で 1以上 イ 50 まで " 2以上 ウ 130 まで " 3以上 エ 130 を超える " 3に入居者数が130 を超えて50 又はその端数を増すごとに1以上	平12老企40 第2の2の(3)の③	・	
(看護職	(2) 併設短期入居の定員が20人以上の特養については、併設短期入居事業所に「常勤」の看護職員を1名以上配置していますか。 (3) 看護職員のうち1人以上は常勤の職員を配置していますか。	はいいれえ 非該当 はいいれえ	平12 老企40 第2の2の(4)の③ 条例第4条第6項	
員の勤務 形態)			平11厚令39 第2条第6項	
6 栄養士又 は管理栄 養士	栄養士又は管理栄養士を1人以上置いていますか。	はいいえ	条例第 4 条第 1項 第 4 号 平 11 厚令 39 第 2 条第 1 項第 4 号	・勤務表 ・出勤簿 ・資格証の写し

項目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類
	※ 入居定員が40 人を超えない特別騰騰を人木―ムでは、他の社会福加施設の水乗が3運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないとき管理栄養士との連携を図ることにより当該施設の水乗が3運営を期待することができる場合であって、入居者の処遇に支障がないとき管理栄養士を置かないことができます。なお、隣接の他の社会福加施設や4項売等の栄養士又は管理栄養士との兼務や地域の栄養指導員との連携を図適切な栄養指導が行われている場合をいいます。		平11厚令39 第2条第1項 平12老企43 第2の2	
7 機能訓練指 導員	(1) 機能訓練指導員を1人以上配置していますか。	はいいえ	条例第 4 条第1項 第5号 平11厚令39 第2条第1項第5 号	· 勤務表 · 出勤簿 · 免許証等写
	(2) 機能訓練指導員は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)を充てていますか。	はいいいえ	平12老企43 第2の3	
	(3) 個別機能訓練加算を算定している特養において、看護職員を当該加算に係る常勤専従の機能訓練指導員として配置している場合、その職員を配置基準における、看護職員として扱うことはしていませんか。	はいいえ 非該当		
	※ 加算算定の場合は、勤務表には、機関制験報告導員としてのみ位置づけられ、看護職員としては勤務表に記載できません。			
	(「日本口口金さか・1」」 の 計画などの (「日本口口金さか・1」」 (「日本口口金さか・1」 (「日本口口金さか・1」」 (「日本口口金さか・1」 (「日本口の金さか・1」 (「日本口の金さか・1」 (「日本口口金さか・1」 (「日本口の金さか・1」 (「日本口の金・1」 (「日本口の金さか・1」 (「日本口の金さか・1」	T		
	〔「特別養護老人ホーム」の機能訓練指導員について〕 (個別機能訓練加算の有無との関係) 加算 有・無			
	氏名 資格 勤務形態			
	専従・兼務			
	専従・兼務			
9 介護支援専門員	(1) 1以上の介護支援専門員を配置していますか。(入居者の数が100又はその端数が増すごとに1を標準とします。)	はいいいえ	条例第 4 条第 1項 第 6 号 平 11 厚令 39 第 2 条第 1 項第 6 号 平 12 老企 43 第 2 の 4 の(1)	・出勤簿 ・介護支援専門
	(2) 専ら介護支援専門員の業務に従事する常勤の者を1人以上配置していますか。	はい・いいえ		
	※ 入居者の処遇こ支障がない場合は、当該介護を人福祉施設の他の職務に従事することができます。この場合、兼務を行う当該介護支援専門員の重要専門員の配置基準を満たすこととなると同時に、兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職して算入することができます。	平12老企43 第2の4の(2)		
	(3) 居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務を行っていませんか。	はい・いいえ	平12 老企43 第2の4の(1)	
	※ 入居者が100人又はそのが満めを増すごとに増員した非常勤の介護支援専門員については兼務することができます。		平12 老企43 第2の4の(2)	
10	入居者に対し、適切な指定施設サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めて	はい・いいえ	条例	• 就業規則
勤務体制 の確保等	いますか。 ※ 「勤務の体制を定める」とは、1のユニットごとに勤務表を作ることを意味します。(夜勤は2ユニットごとに1人以上の勤務体制)		第53条第1項 平11厚令39 第47条第1項	・運営規程・勤務表
ユ <i>ニット</i> 型	(1) 原則として月ごと及びユニットごとの勤務表を作成していますか。	はい・いいえ		・業務委託契約 書 - エルタン学校フ
	(2) 勤務表には、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、看護・介護職員等の配置、兼務関係等を 記載し、明確にしていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第4の23の(1)	- ・研修受講修了 証明書 - ・研修計画・出
	(3) 昼間については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。	はい・いいえ	条例 第53条第2項第1 号 平11厚令39 第47条第2項第1 号	張命令
	(4) 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。	はいいいえ	条例 第53条第2項第2 号 平11厚令39 第47条第2項第2	

目	自 主 点 検 の ポ イ ン ト	点 検	根拠法令	確認書			
			号				
	※ 令和3年4月1日以降に、入居定員が10 を超えるユニットを整備する場合においては、令和3年改正省令附則第6条の経過措置に従い、夜助時間帯(午後10時から翌日の午前ら時までを含めた連続する16 時間をしい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。)を含めた介護職員及び電護職員の配置の実態を勘案し、次のとおり職員を配置するよう努めるものとする。 ① 日勤時間帯の介護職員又は電護職員の配置 ユニットごとに常持 1人の配置 コルスて、当該ユニットにおいて日勤時間帯(夜動時間帯に含まれない連続する8時間をいい、原則として施設ごとに設定するものとする。以下同じ。)に勤務する別の従業者の1日の動務時間数の合計を8で除して得た数が、入居者の数が10 を超えて1を増すごとに0.1 以上となるように介護職員又は電護職員の配置 2ユニットごとに1人の配置 コルスて、当該2ユニットにおいて夜動時間帯に動務する別の従業者の1日の動務時間数の合計を16 で除して得た数が、入居者の合計物が20 を超えて2又はその端数を増すごとに0.1 以上となるように介護職員又は電護職員の配置 2ユニットごとに1人の配置 コルスて、当該2ユニットにおいて夜動時間帯に動務する別の従業者の1日の動務時間勝切合計を16 で除して得た数が、入居者の合計物が20 を超えて2又はその端数を増すごとに0.1 以上となるように介護職員又は電護職員を配置するよう努めること。なお、基準条例に規定する職間である必要はない、当該ユニットにおいて行われるケアの内容、入居者の状態等に応じて最も配置が必要である時間に充てるよう努めること。						
	(5) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。	はい・いいえ	条例 第53条第2項第3 号 平11厚令39 第47条第2項第3				
	※ 上記(3) (4) (5) のいずれかが満っされない場合、全てのユニットの入居者について 97%に減算されます。	<u> </u>	男 57 12 同生 21 別生				
	八、 一川の 、		平12厚告21別表 の1の口の注1、注 3				
	(6) ユニットリーダーについては、ユニットケアリーダー研修を受講した職員(以下「研修受講者」という。)を2名以上配置していますか。(併設のユニット型短期入居生活介護事業所も含めて合計2名で構わない。)(2ユニット以下の施設は1名可)	はいいいえ	平12老企43 第5の10の(2)				
	(7) 研修受講者が配置されているユニット以外のユニットでは、ユニットにおけるケアに責任を持つ職員 (研修受講者ではない常勤のユニットリーダー)を決めていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第5の10の(2)				
	(8) 研修受講者は、研修で得た知識等をリーダー研修を受講していないユニットの責任者に伝達するなど、当該施設におけるユニットケアの質の向上の中核となっていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第5の10の(2)				
	(9) 入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、従業者が、1人1人の入居者について、個性、心身の状況、生活歴などを具体的に把握したうえで、その日常生活上の活動を適切に援助するために、いわゆる「馴染みの関係」を築き、継続性を重視したサービスの提供に配慮していますか。	はいいえ	平12老企43 第5の10の(1)				
	(10) 入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務(調理・洗濯等)を除き、施設のサービスは、当該施設の従業者によって提供されていますか。	はい・いいえ	条例 第53条第3項 平11厚令39 第47条第3項				
	(11) 従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。	はい・いいえ	条例 第53条第4項 平11厚令39 第47条第4項				
	(12) その際、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員等その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか	はいいいえ					
	(13) 管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めていますか。	はい・いえ	条例 第53条第5項 平11厚令39 第47条第5項				
	(14) 適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就	はい・いいえ	条例 第53条第6項 平11厚令39				

項目		自 主	点検	の	ポイ	ン	١			点 検	根拠法令	確認書類
	※ 雇用の分野における男女の均等な機会及び各場の確保等に関する法律(昭和47 年法律第113 号)第11 条第1項及び労働能策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41 年法律第132 号)第30 条の2第1項の規定に基づき、事業主づま、職場におけるセクシュアルハラスメントや・パフーハラスメント(以下「職場における・フスメント」という。)の防止のための雇用管理上の措置を講じることが警務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が請すべき措置の具体が内容及び事業主が講じることが望ましい取組こついては、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に収らず、入所者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。 イ 事業者が講ずべき措置の具体が内容 事業者が講ずべき措置の具体が内容は、事業主が職場における性的な活動、非常などの表現の表現して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第615 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(平成18 年厚生労働省告示第65 号)及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上構ずべき措置等についての指針(今和2 年厚生労働省告示第65 号。以下「パワーハラスメント指針」という。)におい									アル・ラスメント はまえ、規定した スメントについて を背景とした言	平12 老企43 第4の27の(4)	
	て規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。 a 事業者の方針等の明確化及びその周抜・啓発 職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。 b 相談(苦情を含む。以下同じ。)に応じ、適別に対応するために必要な体制の 整備相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。 なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第24号)附則除3条の規定により続か替えられた労働施策の総合的な搭進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の 2第11項の規定により、中小企業(医療・介護を含むサービス業を主たる事業とする事業主については資本金が5000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人 以下の企業)は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な動例体制の確保等の視点から、必要な措置を講じるよう努め られたい。											
	ロ事業主が講じることが望まパワーハラスメント指針においい。 取組の例として、①相談に応入で対応させない等)及び3に、入所者又はその家族等かあたっては、「分類現場に対して、対応、上記マニュアルペチョラが加えて、都道府県において、対に対する悩み相談窓口設置事業業を実施している場合、事業者推進することが望ましい。	いては、顧客等からのす 、適切に対応するため 洗練画防止のための取跡 いらのカスタマーハラス けるハラスメント対策 社ごついては、以下の別 は近数条数が観覚を確実 とかう護事業所におけ、	めに必要な体制 相(マニュアルイ スメントの防止がでニュアル」、「 マニュアル」、「 厚生労働省ホー」 ml) 基金を活用した るハラスメント	の整備、② 作成や研修 が求められ 「管理職・」 ムページに 介護職員 対策推進事	被害者への政 の実施等、業 ていることが 競員向け) 研 器載している	記慮のための記 注種・業態等の ら、イ(事業 が多のためのき ので参考にお	取組(メンタ、 の状況に応じた 業者が講ずべき 手引き」等をき されたい。	レヘルス不調への 上取組)が規定さ き措置の具体が 参考にした取組を	D相談が、行 れている。 介 容)の必要な 行うことが望	為者に対して1 ಁ型場では持 普置を講じるに ましい。この		
	(15) 年間研修計画を策定し、計画的な研修を行っていますか。 はい・い・え											
11 夜勤職員	を勤者数は、2ユニットごとに1人以上の夜勤を行う看護職員又は介護職員を配置していますか。 「貴施設の夜勤職員状況(当直、宿直を除く)〕							はい・いいえ 平12厚告29 5のイの(2)	平 12 厚告 29 5 のイの (2)			
の基準	ユニット数											
			_									
	※ 夜動滅算の基準については「66 夜勤体制による滅算」を参照											
	※ 夜動婦間帯とは、午後10時から午前5時までの時間を含めた連続した16時間をいい、この時間は事業所またけは触受ごとに設定します。								平12老企40			
	※ 前年度の入居者数は、特養(空床短期合む)と併設短期の合計とします。また、小数点以下は切り上げます。								第2の1の(6)の2			
		※ 夜難購員の加算については、実人数ではなく、夜難時間帯の延べ勤務時間数を16時間で除した数を加算に係る夜勤者数とします。→ 「75 夜難購員配置加算」を参照										
	※「併設事業所」とは、特別的に行われている短期人居生活		- ,,,,,	対 まする 敷ひ	世において、	サービスの振	供、夜勤を行	う職員の配置等	が特別養護老人	ホーム等と一体	平12老企40 第2の2の(4)の①	
	 ○見守り機器等を導入し	した場合における	る人員配置:	基準の綴	和							
	夜間の人員配置基準について、令和2年度に実施した介護ロボットの導入効果に関する実証結果を踏まえつつ、職員の負担軽減や職員ごとの効率化のばらつきに配慮して、見守り機器やインカム等のICTを導入する場合に従来型のおける夜間の人員配置基準が緩和されました。 夜間の人員配置基準の緩和にあたっては、利用者数の狭間で急減に職員体制の変更が生じないよう配慮して、現行の配置人員数が2人以上に限り、1日あたりの配置人員数として、常勤換算方式に変更されました。ただし、配置人員は常時1人以上(利用者数が61人以上の場合は常時2人以上配置することと							平成 12 厚告 29 5				
	なります。)									<u></u>		

項目	自主点検のポイント	点 検	根拠法令	確認書類
	※安全体制の確保の具体的な要件 ①利用者の安全やアの質の確保、職員の負担を軽減するための委員会を設置 ②職員に対する十分な休憩時間の確保等の創務・雇用条件への配慮 ③緊急時の休息整備(応時在自職員を中心とした緊急参集要員の確保等) ④機器の不具合の定期的チェックの実施(メーカーとの運動を含む) ⑤職員に対するテクノロジー活用に関する教育の実施 ⑥ 夜間の計室が必要な利用者に対する計室の個別実施 見守り機器やICTの導入後、上記の要件を少なくとも3か月以上試行し、現場職員の意見が適切に反映で 夜間職員をはじめ実際にケア等を行う多職種の職員が参画する委員会(具体的な要件①)において、安全 の質の確保、職員の負担軽減が図られていることを確認した上で届け出が必要です。			
	届出を行い、人員配置基準を緩和していますか。	はい・いいえ		
12 管理宿直 者	直接処遇職員の夜勤者とは別に、宿直者を配置していますか。 〇宿直員の形態に〇をつけてください。 事務職員等 ・ 宿直専門職員 ・ 委託職員 (職員宿直) (賃金雇用職員) (業務委託)	はい・いいえ 下記※に該当	昭62社施107 5の(1)のイ 平12老発214 第4の11の(2)	
	※ 厚生労働大臣が定める夜動を行う職員の勤務条件に関する基準第4号ニ又は第5号ハを満たす夜勤職員を配置し、かつ当該夜勤職員のうち1以上 ける防火管理の担当者として指名している時間帯を除く。	の者を夜間にお		
	1) 従業者の員数を算定する場合の入居者の数は、前年度の平均値としていますか。	はい・いいえ	条例第4条第2項	
	(2) 上記の入居者の数は、前年度の入居者延数を当該前年度の日数で除して得た数とし、小数点 2 位以下を切り上げていますか。	はい・いいえ	平12 老企43 第2 の6 の(5)の ①	
	3) 新規に指定を受けた場合、増床した場合、減床した場合は、それぞれ定められた適正な方法により入居者数を算定していますか。	はい・いいえ	平12 老企43 第2 の6 の(5)の ②、③	

第 3 討	と備に関する基準				_
13	次の設備を備えていますか。		はい・いいえ	条例	· 平面図
ユニット型施設の	1 ユニット			第46条	・運営規程
空施設の設備	① 居室	いる・いない		平11厚令39	・指定申請・変
ux m	② 共同生活室	いる・いない		第40条	更
	③ 洗面設備	いる・いない			届写
	④ 便所	いる・いない		特養条例	• 診療所開設許
	2 浴室	いる・いない		第37条第3項	可書
	3 医務室	いる・いない			• 医薬品に関す
	4 調理室	いる・いない		平11厚令46	る台帳、備品
	5 洗濯室又は洗濯場	いる・いない		第35条第3項	に関する台帳
	6 汚物処理室	いる・いない			
	7 介護材料室	いる・いない			
	8 事務室その他の運営上必要 な部屋	いる・いない			
	※ 整備寺及び指定時コは基準が守られていすか が変更されているといったことがないか、改めて	、 くその後の運営や使用形態の変更、設備の改修などにより、不適切な利用が態となっている、あるに 現状を点検してください。	Nは無届けで設備		
	※ ユニット型短期入居生活介護を併設し一体的できます。	に運営される場合は、本体が設のサービス提供上支障がなければ、ユニットを除いて併設短期事業	所と設備を共用		
(1) ユニット の設備	むことのできる個室) と、少人数	入居者の自律的な生活を保障する居室(使い慣れた家具等を持ち込の家庭的な雰囲気の中で生活できる共同生活室(居宅での居間に相当ト型施設は、施設全体を、こうした居室と共同生活室によって一体的	はい・いいえ	平12老企43 第5の3の(1)	
HA MI	に構成される場所(ユニット)を	単位として構成し、運営していますか。			
		を超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユ 数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第5の3の(2)	
(2)	ユニットは、居宅に近い居住環境	の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うという	はい・いいえ	平12老企43	
ユニット	ユニットケアの特徴を踏まえたもの。	となっていますか。		第5の3の(3)	
(3)	(3) 1の居室の定員は1人となって	いますか。			
居室	※ 夫婦で居室を利用する場合などサービスの提	供上必要と認められる場合は、2人部屋とすることができます。		平12老企43	
				第5の3の(4)	
	※ 居室よ いずれかのユニットに属するものとは、原則としておおむね10人以下とし、15人を	し、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けてください。1 ユニットの入居定員 超えないようにしてください。			
	(4) 1の居室の床面積等は、次の要件	を満たしていますか。	はいいえ		
	10.65 ㎡以上とすること。(内法 ただし2人室の場合は21.3 ㎡				
		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	、天井との間に		
(ユニット型個室 的 多 床	り、床面積は、10.65 ㎡以上(居	では、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合であ 室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便 積を除く。内法による)となっていますか。	はい・いいえ 該当なし	平12老企43 第5の3の(4)の(5) のロ	
室)		では、次の要件を満たしていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第5の3の(4)の⑤	
	9	入居者のプライバシーが十分に確保されていれば、天井と壁との間に : # ! # !		のロ	
	一定の隙間が生じていても差し支え ② 壁については、家具等のように	Lめりません。 可動のもので室内を区分しただけのものは認められず、可動でないも			
		可動のもので生わるとからに行めるのは心がられて、可動でないものために適切な素材であることが必要です。			
		ジェックを表現しています。 ジェックを表現しています。 ジェックを表現しています。			
	居室を設けたとしても個室的多床室				
	_	共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場			
		されているとはいえず、個室的多床室としては認められません。			
		上認められる場合に2人部屋とするときは21.3 m以上とすること。			
	※ ユニットに属さない居室を改修してユニット	を造る場合に、居室が③ユニット個室の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。		平12老企43	
				第5の3の(4)の(5)	
	(7) ± 23 µ (¬´ıı́; ¬;+	-/上もて記(性) ナシルナナン	1+12-1212	のロ	
	(7) ナースコール (ブザー又はこれ	1~1 イノの設備)を設けていますか。	はい・いいえ		
		12	1	J	

	(8) ユニット型施設では、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた箪笥などの家具を持ち込むことを想定されていますが、貴施設ではそのような配慮を行っていますか。	はいいいえ	平12老企43 第5の3の(4)の(5) のイ
	(9) ベッド又はこれに代わる設備を備えていますか。	はい・いいえ	
	(10) 1以上の出入口は避難上有効な空地、廊下、共同生活室、又は広間に直接面していますか。	はいいえ	
ļ	(11) 床面積の1/14以上に相当する面積を直接外気に面して開放できるようにされていますか。	はい・いいえ	
	(12) 必要に応じて入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えていますか。	はいいえ	
(4) 共同生活	(1) いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有していますか。	はい・いいえ	
室	(2) 共同生活室の床面積は、2平方メートルに当該ユニットの入居定員数を乗じた面積以上とされていますか。	はい・いいえ	
	(3) 他のユニットの入居者が、当該共同生活室を通過することなく施設内の他の場所に移動することができるようになっていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第5の3の(5)の① イ
	(4) 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う職員が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりする ことが可能な備品を備えていますか。	はいいいえ	〒12老企43 第5の3の(5)の①
	(5) 共同生活室には、要介護者による食事や談話に適したテーブルやイス等の備品が備えられていますか。	はいいれえ	〒12老企43 第5の3の(5)の(3)
	また、入居者が、その心身の状況に応じて家事を行うことができるようにする観点から、簡易な流し・ 調理設備を設けることが望ましいとされていますが、そのように設置されていますか。	はい・いいえ	.,
(5) 洗面設備	(1) 居室ごとに設けていますか。居室ごとに設けることができない場合には、共同生活室ごとに適当数 設けていますか。	はい・いいえ	平11厚令39 第40条第1項 第1号のいの(1)
ļ	※ 居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。		平12老企43 第5の3の(6)
	(2) 共同生活室に設けている場合は、1か所でなく2か所以上に分散して設けていますか。	はいいれえ	平12老企43 第5の3の(6)
(6) 便所	(1) 居室ごとに設けていますか。居室ごとに設けることができない場合には、共同生活室ごとに適当数設けていますか。	はい・いえ	
	※ 居室ごとに設ける方式と、共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。		平12老企43 第5の3の(7)
	(2) 共同生活室に設けている場合は、1か所でなく2か所以上に分散して設けていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第5の3の(7)
ļ	(3) 要介護者が使用するのに適したものとなっていますか。	はい・いいえ	
	(4) ナースコール (ブザー又はこれに代わる設備) を設けていますか。	はい・いいえ	
/ - \			
	(1) 要介護者が入浴するのに適したものになっていますか。	はいいれえ	
	(1) 要介護者が入浴するのに適したものになっていますか。(2) 居室のある階ごとに設けていますか。		平12老企43 第5の3の(8)
浴室	(2) 居室のある階ごとに設けていますか。(3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。)	はいいえはいいえはいいれる	
浴室(8)	 (2) 居室のある階ごとに設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) (1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所となっていますか。 	はいいえはいいえはいいえはいいいえはいいいえ	
浴室 (8)	(2) 居室のある階ごとに設けていますか。(3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。)	はいいえはいいえはいいれる	
(7) 浴室 (8) 医務室	 (2) 居室のある階ごとに設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) (1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所となっていますか。 (2) 入居者を診療するために必要な医薬品や医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) 	はいいえはいいえはいいえはいいいえはいいいえ	
谷室 (8) 医務室 (9)	 (2) 居室のある階ごとに設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) (1) 医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所となっていますか。 (2) 入居者を診療するために必要な医薬品や医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合 	はいいえはいいえはいいえはいいれたはいいれたはいいれたないいれたないかんないいんえ	
浴室 (8) 医務室 (9)	 (2) 居室のある階ごとに設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) (1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所となっていますか。 (2) 入居者を診療するために必要な医薬品や医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) 	はいいえはいいえはいいえはいいいえはいいいえはいいいえはいいいえばいいいえばい	
浴室 (8)	(2) 居室のある階ごとに設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) (1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所となっていますか。 (2) 入居者を診療するために必要な医薬品や医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) (1) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いていますか。 (2) 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備	はいいえはいいえはいいなはいいいえはいいいえはいいいえはいいいえはいいいえはい	第5の3の(8)
浴室 (8) 医務室 (9) 調理室 (10)	(2) 居室のある階ごとに設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) (1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所となっていますか。 (2) 入居者を診療するために必要な医薬品や医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) (1) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いていますか。 (2) 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。	はいいえはいいえはいいえはいいえはいいれえはいいれえはいいれえはいいれえばいいれえば	第5の3の(8) 平12老発214 第2の1の(8) 平12老発214
浴室 (8) 塞 (9) 理 (10) 処理	(2) 居室のある階ごとに設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) (1) 医療法第1条の5第2項に規定する診療所となっていますか。 (2) 入居者を診療するために必要な医薬品や医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けていますか。 (3) 専ら当該ユニット型施設の用に供するものとなっていますか。(サービスの提供に支障がない場合は、この限りではありません。) (1) 火気を使用する部分は、不燃材料を用いていますか。 (2) 食器、調理器具等を消毒する設備、食器、食品等を清潔に保管する設備並びに防虫及び防鼠の設備を設けていますか。 (1) 他の設備と区分された一定のスペースを有していますか。	はいいえはいいえはいいえはいいなはいいなはいいなはいいなはいいなはいいなはいいな	第5の3の(8) 平12 老発214 第2の1の(8) 平12 老発214 第2の1の(9) 平12 老発214

	者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合をいいます。		
	※ 中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等入居者の日常生活に直接使用する設備のある廊下を言います。		
	(2) 廊下、便所その他必要な場所には常夜灯を設けていますか。	はいいえ	
	(3) 廊下及び階段には手すりを設けていますか。	はいいれえ	
	(4) 階段の傾斜は、緩やかにしていますか。	はい・いえ	
	(5) ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1か所以上の傾斜路を設けていますか。ただし、エレベータを設ける場合はこの限りではありません。	はいいれえ	
	(6) ユニット及び浴室は、3階以上の階に設けていませんか。 	はい・いいえ 1~3に該当	
	※ 次の各項のいずれにも該当する建物ご設けられる場合は、この限りではありません。 1 ユニット又は浴室のある3階以上の各階ご通ずる特別避難離散を2以上(防災上有効が傾離路を有する場合又は車いす若しくはストレッチャーで、必要な幅を有する/ いレコニー及び屋外に設ける避難解散を有する場合は、1以上)有すること。 2 3階以上の階ごあるユニット又は浴室及びこれから地上に通ずる廊下その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしている。 3 ユニット又は浴室のある3階以上の各階が高快/構造の壁又は特定防火設備により防災上有効に区面されていること。		
12) 肖火設備	(1) 建物は耐火建築物になっていますか。ただし、入居者の日常生活に充てられる場所を2階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物は、準耐火建築物とすることができます。 (例外規定あり。)	はい・いれえ	
-	(2) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備(消防法その他の法令等に規定された設備)を設けていますか。	はい・いいえ	
13) その他	(1) 便所等の面積又は数の定めがない設備は、それぞれの設備の持つ機能を十分に発揮しうる適当な広さ 又は数を確保していますか。	はい・いいえ	平12 老発214 第2の1の(2)
	(2) 焼却炉、浄化槽、その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合には、ユニット及び調理室から相当の 距離を隔てて設けていますか。	はい・いえ	平12老発214 第2の1の(10)
4 设備等の 留意事項 1) E員	入居定員は、特別養護老人ホームの専用の居室のベッド数(和室利用の場合は、その居室の利用人員数) と同数となっていますか。	はいいえ	平12 老発214 第1の6の(1)
- ベーー 2) 身別な居	(1) 特別な居室の定員は1 人又は2 人になっていますか。	はい・いいえ 該当なし	平 12 厚告 123 第 1 号の vの(1)
<u> </u>	(2) 特別な居室の定員の合計数が入居定員のおおむね5割を超えていませんか。	はい・いいえ	平12 厚告123 第1号のへの(2)
	(3) 特別な居室の入居者 1 人当たりの床面積は10.65 m以上となっていますか。	はいいえ	平12 厚告123 第1号のへの(3)
	(4) 特別な居室の施設、設備等は、利用料のほかに特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 の支払いを入居者等から受けるのにふさわしいものとなっていますか。	はいいいえ	平12 厚告123
	※ 特別な室料の支払いを受けるのにふさわしい「他と異なる設備等」 について、あれば記載してください。		平12 厚告123
	※ 特別は至春の文本にで受けるのにからわしい「他と共はる政権寺」に りいて、のればは高地してください。		第1号のハの(4)
	(例) テレビの設置、電動ベッドの配置、床材の違い、間取りの広さ、など		
		はいいえ	
	(例) テレビの設置、電動ベッドの配置、床材の違い、間取りの広さ、など (5) 特別な居室の提供は、入居者等への情報提供を前提として入居者等の選択に基づいて行われています	はいいえ	第1号のいの(4) 平12 厚告 123

手続きの 説明及び 付同意	入居者に対し適切な指定施設サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、当該指定施設の運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の入居申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該施設から指定施設サービスの提供を受けることにつき同意を得ていますか。 ※ 同意については、入居者及び施設双方の保護の立場から、書面によって確認することが望ましいです。	はいいいえ	条例第55条 準用(第6条第1項) 平11厚令39 第4条第1項 平12老企43	・運営規程 ・説明文書 ・入所申込書 ・同意に関す る記録 ・重要事項説 明書
		7	第4の2	明古
4	※ 従業者の「負数」は日々変わりうるものであるため、業務負担軽減等の観点から、規程を定めるに当たっては、基準において置くべきとされてい 範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えない。		平12 老企43 第4 の26(1) 条例第55条	
① ①	2) 入居申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第 5 項で定めるところにより、当該入居申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供していますか。(この場合において、当該指定介護を人福祉施設は、当該文書を交付したものとみなす。) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものア 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と入居申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法イ 指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて入居申込者又はその家族の閲覧に供し、当該入居申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)	はい・いれえ 該当なし	準用 (第6条第2項) 平12 老企43 第4の2	
	〕磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておく ことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法			
	※ ② に掲げる方法は、入居申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。		条例 第55条 準用 (第6条第3項)	
	※「電子情報処理組織」とは、指定介護老人福祉施設の使用に係る電子計算機と、入居申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通言回子情報処理組織をいう。	線で接続した電	条例 第55条 準用 (第6条第4項)	
a 	※ 重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該入居申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び外容を示し 的方法による承諾を得なければならない。 a ②に規定する方法のうち指定介護老人福祉施設が使用するもの b ファイルへの記録の方式	、文書又は電磁	条例 第55条 準用 (第6条第5項)	
4	※ 上記規定による承諾を得て指定介護を人福的施設は、当該人居申込者又は その家族から文書又は電磁や方法により電磁や方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該人居申込者又はその家族に対し、第1項に 項の提供を電磁や方法によってしてはならない。ただし、当該入居申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。		条例 第55条 準用(第6条第6項)	
16 提供拒否 の禁止	 正当な理由なく指定施設サービスの提供を拒んでいませんか。 	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第7条) 平11厚令39 第4条の2	・入所申込受 付簿 ・要介護度の 分布がわか
	※ 上記の規定は、原則として、入居申込に対して応じなければならないことを規定したもので、特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提 とを禁止するものです。提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは、入院治療の必要がある場合その他入居者に対し自ら適切な施設サービ とが困難な場合です。		平12老企43 第4の2	る資料
- 1	2) 施設は、入居予定者の感染症に関する事項も含めた健康状態を確認することが必要ですが、その結果 感染症や既往であっても、一定の場合を除き、サービス提供を断る正当な理由には該当しません。こうし た者が入居する場合には、感染対策担当者は、介護職員その他の従業者に対し、当該感染症に関する知 識、対応等について周知していますか。	はい・いいえ	平 12 老企 43 第 4 の 25 の (2) の ④	
サービスす 提供困難 介時の対応	入居申込者(入居予定者)が入院治療を必要とする場合、その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供「ることが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設若しくは介護医療院を紹ける等の適切な措置を速やかに講じていますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用 (第8条) 平11厚令39 第4条の3	・サービス提供依頼書
受給資格 等の確認	(1) 施設サービスの提供の申込があった場合は、申込者に被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめていますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第9条第1項) 平11厚令39 第5条第1項	・入所者に関する書類 ・施設サービス計画書
1	※ 指定施設サービスの利用に係る費用につき開始的する受けることができるのは、要介護認定を受けている被開始者に限られるものであることを設ま、指定施設サービスの提供の開始に際し、入居者の提示する被開発者面によって、被開発者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間をならないこととしたものです。		平12老企43 第4の3の(1)	

### 20	川 記	老人福祉施設(ユニット型)	I	l to the	
(次の 申請 に係る 接		(2) 上記の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮した指定施設サービスを提供するよう努めていますか。	はいいえ	準用 (第9条第2項) 平11厚令39	
選別を行っていますか。	要介護認 定の申請 に係る援		はい・いいえ	第55条 準用(第10条第1項) 平11厚令39	・入所者に関 する書類
20 (1) 身体上又は禁煙上至しい等すか。			はい・いいえ	第55条 準用(第10条第1項) 平11厚令39	
ス退所			はい・いいえ	第55条 準用(第10条第2項) 平11厚令39	
度及び海藻神の状況を発展と、計能能数サービスを受ける必要性が高いと認められる人居申込者を優先的に入居させるよう努めていますか。 ※ A服性等のがに多申はようを考めていますか。 ※ A服性等のがは多するかうも確立は、ておをからことが整点を発生していることがあられる人居申込者を優先のよう数がは中止がりません。 ※ 施肥性等のがは多するかうも確立は、ておをからことが整点を発生していることがあられ、介格の必要建設が振りの等待能を打していません。			はい・いいえ	第55条 準用(第11条第1項) 平11厚令39	· 入所検討委 員会会議録
※ 施財物的の所能を書く名のうら渡るこおいて日を受けるとが関係を書きを対象としていることにかんが、介像の姿の複数及(球筋の内部を書する名のうら渡るこおいて日を受けることが関係を表していることにかんが、介像の姿の複数及(球筋の内部を書する名のうら変もこおいて日、居宅介護支援事業者に対する開会等により、申込者の心身の状況、 はいしいえ 条例 第55条 常用係 日条39 第79条3項 平 11 原条39 第79条39 平 1 月 1		度及び家族等の状況を勘案し、指定施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先	はいいえ	第55条 準用(第11条第2項) 平11厚令39	·入所申込受 付簿 ·要介護度分
※ 配数が場所が経済をするから、場合したできました。ことの強化を登録としていることにかんが、発動の変形が現場が影響が表現を開発します。 (3) 人居申込者の入居に際しては、居宅介護支援事業者に対する服会等により、申込者の心身の状況、 はいいいえ 第55条 集門原 11 条第3項 平11 序令39 第7条第3項 第65条 集門原 11 条第3項 第7条第3項 第65条 集門原 11 条第4項 平11 序令39 第7条第3項 第65条 集門原 11 条第4項 平11 序令39 第7条第3項 第6条第3項 第65条 集門原 11 条第4項 平11 序令39 第7条第4項 第55条 集門原 11 条第4項 平11 序令39 第7条第4項 平11 序令39 第7条第4項 平1 下户令39 第7条第5項 平1 下户令39 第7条第1項 平1 下户令39 第7条第1页 平1 下户令39 第7页 平1 下户令39 第7页 平1 下户		※ 入居を待っている申込者がいる場合には、入居してサービスを受ける必要性が高いと認められる者を優先的に入居させるよう努めなければなり	ません。		書類
# 生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めていますか。 # 用原 11 条第3項 平11 厚令3 第 7条第3項 平11 厚令3 第 7条第3項 平11 厚令3 第 7条第3項 平11 厚令3 第 7条第4項 平1 1 厚令3 第 7条第4項 平1 1 厚令3 第 7条第4項 平1 1 厚令3 第 7条第5項 第 7条第5页 平1 1 厚令3 第 7条第1 项 7 1 图 7 1 图 7 1 图 7 1 图 7 1 图 7 1 图 7 1 图 7 1 图 7 1 图 7 1 图 7 1 图			状況等を勘案す		• 入所申込者
(4) 人居者のル身の状況、その歯かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を置むことができ 第55条 常用第11条第4項 平 11序令39 第7条第4項 第1条第4項 平 11序令39 第7条第4項 第11条第5項 平 11序令39 第7条第5項 第11序第39 第7条第5項 平 11序令39 第7条第5項 平 11序令39 第7条第5項 平 11序令39 第7条第5項 平 11序令39 第7条第6項 平 11序令39 第7条第6项 平 11序令39 第7条第1项 平 11房令39 第7条第1			はいいえ	第55条 準用(第11条第3項) 平11厚令39	・入所者の居 宅復帰の検
議していますか。 第55条 準用(第11条第5項 平11厚令39 第7条第5項 平11厚令39 第7条第5項 平11厚令39 第7条第6項 第55条 準用(第11条第6項 平11厚令39 第7条第6項 第55条 準用(第11条第6項 平11厚令39 第7条第6項 平11厚令39 第7条第6項 平11厚令39 第7条第6項 平11厚令39 第7条第6項 平11厚令39 第7条第6項 平11厚令39 第7条第6項 平11厚令39 第7条第1項 平11厚令39 第8条第1項 平11厘令39 第8条第1項 平12条第2項 平12条第2页 平12条第2页 平12条第2页 平12条第2页 平12条第2页 平12条第2页 平12条第2页 平12条第2页 平12条 平12条 平12条 平12条 平12条 平12条 平12条 平12条			はいいえ	第55条 準用(第11条第4項) 平11厚令39	討、 紡i義
(6) 入居者が、心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は、入居者や家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行っていますか。 (7) 入居者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 (8) 人居者の退所に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めていますか。 (8) 人居者の退所に際しては、民宅サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努第55条 準用第11条第7項平11厚令39第7条第7項 (1) 入居に際しては、入居者の被保険者証に入居の年月日並びに指定施設の種類及び名称を、退所に際 はいいしえ 第55条 準用第12条第1項平11厚令39第8条第1項 サービス 提供の記録 (2) 指定施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録し、その完結の日がよりによいいえ 条例 第55条 準用第12条第2項 及び第43条第2項 及び第43条第2項第			はいいいえ	条例 第55条 準用(第11条第5項) 平11厚令39	
対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。 第55条 準用第11条第7項 平11厚令39 第7条第7項 平11厚令39 第7条第7項 第55条 準用第11条第7項 平11厚令39 第7条第7項 日本・・ 入所者に関サービス 提供の記録		きると認められる場合は、入居者や家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な	はいいいえ	条例 第55条 準用(第11条第6項) 平11厚令39	
サービス 提供の記録 (2) 指定施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録し、その完結の日から2年間保存していますか。 (2) 指定施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録し、その完結の日から2年間保存していますか。 (3) お談別 (4) 条例 第55条 準用 第12条第2項 及び第43条第2項第		対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努	はいいえ	第55条 準用(第11条第7項) 平11厚令39	
から2年間保存していますか。 第55条 準用 (第12条第2項	サービス 提供の記		はいいえ	第55条 準用(第12条第1項) 平11厚令39	・サービス内
		から2年間保存していますか。	はいいいえ	第55条 準用 (第12条第2項	
			,		

7112			2号) 平11厚令39 第8条第2項 平12老企43第4の6	
22 利用料等 の受領	(1) 法定代理受領サービスとして提供される指定介護福祉施設サービスについての入居者負担として、利用者の介護保険負担割合証で負担割合を確認し、入居者負担として、施設サービス費用基準額の1割、2割又は3割(法令により給付率が異なる場合はそれに応じた割合)の支払を受けていますか。	はい・いいえ	条例 第47条第1項 平11厚令39 第9条第1項 平12老企43 第4の7	施設サービス計画書領収証控運営規程説明文書
	(2) 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、当該指定介護福祉施設サービス費用基準額との間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けていませんか。	はいいれえ	条例 第47条第2項 平11厚令39 第9条第2項	・同意に関す る記録
	(3) (1) (2) のほか、次に掲げる費用以外の支払いを受けていませんか。 ア 食事の提供に要する費用 ウ 特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 エ 特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 オ 理美容代 カ 上記アから才に掲げるもののほか、指定施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの(以下「その他の日常生活費」という。) a 入居者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 b 入居者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合に係る費用 c 健康管理費 (インフルエンザ予防接種に係る費用等) d 預り金の出納管理に係る費用 ※ ア~エまでの費用に係る問題については、文書によって得なければなりません。 ※ 保験給付の対象となっているサービスと明確に多分されない表いまいな名目による費用の支払を受けることは認められません。 ※ 保験給付の対象となっているサービスと明確に多分されない表いまいな名目による費用の対数を受けることは認められません。 ※ 日常生活とおいても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者等に負担させることが適当と認められるもの(以下「その他の日常生の対象目にかんがみ、かの徴収を行うにあたっては、次の基準が確守されなければなりません。 a その他の日常生活費の対象となる便宜と、保験給付の対象となっているサービスとの間に重複関係がないこと。 b お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあいまいな名目の費用の徴収は認められず、費用の内部が明らかにされる必要がある。 こ 入居者または家族等の自由な選択に基づいて行われるものでなければならず、受領について利用者又は家族等に事前に十分な説明を行い、同意ならないこと。 d その他の日常生活費の受領よ、対象となる便宜を行うための実権出義の範囲内で行われるべきものであること。	こと。	条例 第47条第3項 平11厚令39 第9条第3項 平成12厚告123 平12老企43 第4の7の(3) 平12老企54 H170&A 追補版 問15	
	その他の日常生活費の対象となる便宜及び額よ、運営規制において定められなければならず、また、サービスの選択に資すると認められる重要したすい場所に掲示されなければならないこと。 ただし、都度変動する性質のものである場合には、「実費」という形の定め方が許されるものであること。 (4) (3) に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者または家族に対し、サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ていますか。 ※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者または家族に対し、サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入居者の同意を得ていますか。 ※ 日常生活費等に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者または家族に対し、サービスの内容及び費用の額こついて懸切下率によるの同意を得なければなりませんが、同意については、入居者及び施設双方の保護の立場から、サービス内容及び費用の額を明示した文書に、系受けることにより行ってください。 この同意書による確認は、日常生活費等の実費の受債の必要が生じるごとに、受債のたびに逐次行う必要はなく、入居の申込み時の重要事項説は生活費等に係る具体的なサービスの内容及び費用の額こついて説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となり、生活費等に係る具体的なサービスの内容及び費用の額ついて説明を行い、これらを明示した同意書により包括的に確認をすることが基本となり、	はいいれえ 網を行い、入 明用者の署名を 明二際し、日常		
	同意書に記載されていない日常生活費等について別途受領する必要が生じたときは、その都度、同意書により確認するものとします。 ※ 日常生活費等に係るサービスについては、運営基準に基づき、サービスの内容及び費用の額を運営規程において定めなければならず、また、サービスの内容及び費用の額を運営規程において定めなければならず、また、サービスの内容と認められる重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示しなくてはなりません。 (5) サービスの提供に要した費用につき、支払を受ける際、利用者に対し、領収証を交付しています		*	
	 (5) サービスの分差快に要した賃用につぎ、支払を受ける除、利用有に対し、領収証を交付していますか。 ※ 領域部には、利用者負担額・食事の提供に要した費用の額・居由に要した費用の額・その他の費用の額を区分して記載しなければなりません。 また、その他の費用の額こついてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載しなければなりません。 	はいいえ	法 第42条の2第9項 準用(第41条第8項) 施行規則 第65条の5 準用(第65条)	

	老人福祉施設(ユニット型)			
23	(1) 居住及び食事の提供に係る契約の締結に当たっては、入居者又はその家族に	はい・いいえ	平 17 厚労告 419	
居 住 費 及 び食費	対し、その契約内容について文書により事前に説明を行っていますか。		1のイ	
	(2) その契約内容について、入居者等から文書により同意を得ていますか。	はい・いいえ	17 厚労告 419 1 のロ	
	(3) 居住及び食事の提供に係る利用料について、その具体的内容、金額の設定及び変更に関し、運営規程 への記載を行うとともに、施設内の見やすい場所に掲示を行っていますか。	はい・いいえ	平 17 厚労告 419 1 のハ	
	(4) 居住に係る利用料は、室料及び光熱水費に相当する額を基本としていますか。	はい・いいえ	平17厚労告419	
	(,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,		2のイの(1)の(i)及 び(ii)	
	(5) 居住費に係る利用料の水準の設定に当たって勘案すべき事項は、次のとおりとしていますか。	はい・いいえ	平17厚労告419 2のイの(2)の(i)及 び(ii)	
	ア 利用者等が利用する施設の建設費用(修繕費用、維持費用を含む、公的助成の有無についても勘案すること)		(i)	
	イ 近隣地域に所在する類似施設の家賃及び光熱費の平均的な費用 (6) 食事の提供に係る利用料は、食材料費及び調理に係る費用に相当する額を基本としていますか。	1+1.1.1.1.1.7	(ii) 亚17 同光生 410	
		はい・いいえ	平17厚労告419 2のロ	
	(7) 入居者が選定する特別な居室等の提供又は特別な食事の提供に係る利用料は、上記の居住費及び食事の提供に係る利用料と明確に区分して受領していますか。	はい・いいえ 非該当	平 17 厚労告 419 3	
24	法定代理受領サービスに該当しない指定施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供したサー	はい・いいえ	条例	サービス提
保険給付 の請求の	ビスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した「サービス提供証明書」を入居者に対して交付していますか。		第55条 準用 (第14条)	供証明書
ための証			平11厚令39	(1±)
明 書 の 交 付			第10条	
25 施設サー	(1) 入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要	はい・いいえ	条例 第48条第1項	・施設サービ
ル設り一	な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援していますか。		平11厚令39	ス計画書
扱方針			第42条第1項	・入所者に関 する書類
	(2) 一人ひとりの入居者について、個性、心身の状況、入居に至るまでの生活歴とその中で培われてきた 生活様式や生活習慣を具体的に把握した上で、その日常生活上の活動を適切に援助していますか。	はい・いいえ	平12老企43 第5の5の(1)	・処遇に関す
	五日から、五日日後の大日本の一日で、(今日日五日上の一日からのであり、一日の一日の日からのであり、		X1005005(1)	る日誌
	(3) 入居者の意向に関わりなく集団で行うゲームや、日常生活動作にない動作を通じた機能訓練など、家庭の中では通常行われないことを行っていませんか。	はい・いいえ	平12老企43 第5の5の(1)	・身体拘束に 関する記録
	(4) 各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、それぞれの役割を持って生活を営むことがで	はい・いいえ	条例	• 研修計画 •
	きるように配慮していますか。		第48条第2項	結果報告
			平11厚令39 第42条第2項	委員会の記録
	(5) 入居者相互の信頼関係が醸成されるよう配慮することが必要ですが、同時に、入居者が他の入居者の	はいいれえ	条例	・ ・自己評価の
	生活に過度に干渉し、自律的な生活を損なうことのないように、入居者のプライバシーの確保に配慮して		第48条第3項	記録
	いますか。			
	(6) 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の時止に答	はい・いいえ		
	するよう、その者の心身の状況等を常に把握していますか。		第48条第4項	
			平11厚令39	
	(7) 1日本ワけるの学校に対し、共一ビフの担併士は笠について「四級」 いせい しこに言語問いていません	1+1.1.1.1.1.1		
	(/) 八百日又はてい豕(灰)と対し、リーロ人の(灰)大刀(太寺)とついて、理解しつりいように説明していまりか。	はいいいれ		
			平11厚令39	
			第42条第5項	
	(1) 指定施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため	はい・いいえ	条例	
	窓記やUで付よい場合を味さ、身体が拘果でU/他人居在U/打動を制限する行為を行っていませんか。		第48条第6項 平11厚令39	
東の禁止				
26 身体的拘	いますか。 (6) 入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握していますか。 (7) 入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明していますか。	はいいな	平11 厚令39 第42 条第3 項 条例 条第4 項 平11 2 条第4 項 平142 条第4 項 条例 条第5 項 平11 2 条第5 項 平11 2 条第5 項 平142 条第6 項 第48 条第6 項	1 記

側2点柵設置)。 エ 点滴・経管栄養等のチューオ 点滴・経管栄養等のチュー制限するミトン型の手袋等を	トやいす、ベッドに体 ドに体幹や四肢をひも に体幹や四肢をひも にベッドを柵(サイドし 一ブを抜かないように そつける。 ちたり、立ち上がった の立ち上がりを妨げる 見するために、介護な とのに、ベッドなどに に、向精神薬を過剰に	文学や四肢をひも等で縛る。 は等で縛る。 レール)で囲む(4点柵又はベッドを壁際に寄せた反対 こ、四肢をひも等で縛る。 こ、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を とりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車いる はうないすを使用する。 に(つなぎ服)を着せる。 に体幹や四肢をひも等で縛る。 に服用させる。	<u>*</u>	平13老発155 身体拘束ゼロへ 手引き
「緊急やむを得ず身体的拘束を等 身体的拘束の態様	大数 人数	対合」 解除への具体的な取組例	٦	
ベッド柵]	
車イスベルト] [
ミトンの使用			<u> </u>	
つなぎ服の使用			41	
拘束帯の使用			-	
その他 実人数			-	
(2) 緊急やむを得ず身体拘束を 急やむを得ない理由を記録して		態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに	くない はいいえ 非該当	平11厚令39 第11条第5項
	こいますか。			第48条第6項 平11厚令39 第11条第5項 条例 第29条第5号 平11厚令39
急やむを得ない理由を記録して ※ 身体物東-関する上記の記録は、計	こいますか。 画担当介護支援専門員の業務	らされています。	非該当	第48条第6項 平11厚令39 第11条第5項 条例 第29条第5号 平11厚令39 第22条の2第
急やむを得ない理由を記録して ※ 身体が東工関する上記の記録は、計 (3) 緊急やむを得ず身体が拘束 むを得ない身体拘束に関する総 観察、拘束の必要性や方法に係	正いますか。 画担当介護支援専門員の業務 を行った場合には、「 弘過観察・再検討記録 わる再検討を行うご		おいいえ	第48条第6項 平11厚令39 第11条第5項 条例 第29条第5号 平11厚令39
急やむを得ない理由を記録して ※ 身体が東、関する上記の記録は、計 (3) 緊急やむを得ず身体が拘束 むを得ない身体拘束に関する総観察、拘束の必要性や方法に係 等関係者の間で直近の情報を共 (4) 「身体拘束ゼロへの手引き	正いますか。 画胆当介護支援専門員の業務 を行った場合には、「 発過観察・再検討記録 おわる再検討を行うご は有していますか。 」に例示されている	とされています。 「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急・ 」などを参考にして、利用者の日々の心身の状態等の	おはいいな	第48条第6項 平11厚令39 第11条第5項 条例 第29条第5号 平11厚令39 第22条の2第3 平13老発155
急やむを得ない理由を記録して ※ 射体が刺れ関する上記の記録は、計 (3) 緊急やむを得ず身体的拘束 むを得ない身体拘束に関する総観察、拘束の必要性や方法に係 等関係者の間で直近の情報を封 (4) 「身体拘束ゼロへの手引き 参考にして、文書により利用者 得ていますか。	画胆当介護支援専門員の業務 を行った場合には、「 恐過観察・再検討記録 わる再検討を行うご は有していますか。 」に例示されている ・や家族にわかりやす	とされています。 「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急や」などを参考にして、利用者の日々の心身の状態等でとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家が、	おはいいな	第48条第6項 平11条第5項 第11条第5項 条例 第29条第5号 平11厚令39 第22条発155 の6の(2) 平13 老発155 の6の(1)及び 身体拘束ゼロ〜
急やむを得ない理由を記録して ※ 身体が拘束で関する上記の記録は、計 (3) 緊急やむを得ず身体的拘束 むを得ない身体拘束に関する総観察、拘束の必要性や方法に係 等関係者の間で直近の情報を封 (4) 「身体拘束ゼロへの手引き 参考にして、文書により利用者 得ていますか。 上記の説明書について、2 ① 拘束の三要件(切迫性、 ② 拘束期間の「解除予定	画胆当介護支援専門員の業務 を行った場合には、「	をされています。 「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急や」などを参考にして、利用者の日々の心身の状態等でとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家が「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などで、説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意で、 「取り扱い、作成及び同意を得ていますか。 を全て満たしているか。	おはいいな	第48条第6項 平11条第5項 条例 第21条第5号 平11条第29条第5号 平13を発155の6の(2) 平13を発155の6の(1)及び 身体拘束ゼロへ
急やむを得ない理由を記録して ※ 身体が刺っ関する上記の記録は、計 (3) 緊急やむを得ず身体的拘束 むを得ない身体拘束に関する終 観察、拘束の必要性や方法に保 等関係者の間で直近の情報を封 (4) 「身体拘束ゼロへの手引き 参考にして、文書により利用者 得ていますか。 上記の説明書について、注 ① 拘束の三要件(切迫性、② 拘束期間の「解除予定。 ③ 説明書(基準に定められ	画担当介護支援専門員の業務 を行った場合には、「	をされています。 「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やはなどを参考にして、利用者の日々の心身の状態等などに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家が「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などで、説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意では、以前に同意であり扱い、作成及び同意を得ていますか。を全て満たしているか。	おはいいな	第48条第6項 平11条第5項 条例 第21条第5号 平11条第29条第5号 平13を発第22条の2第 平13を発第155の6の(2) 平13を発155の6の(1)及び 身体拘束ゼロへ
※ 身体が東二関する上記の記録は、計 (3) 緊急やむを得ず身体が拘束 むを得ない身体拘束に関する終 観察、拘束の必要性や方法に係 観察、拘束の必要性や方法に係 は(4) 「身体拘束ゼロへの手引き 参考にして、文書により利用者 得ていますか。 上記の説明書について、2 ① 拘束の三要件(切迫性、② 拘束期間の「解除予定。 ③ 説明書(基準に定められ (5) 管理者及び従業者は、身体	画担当介護支援専門員の業務 を行った場合には、「 を行った場合には、「 を過観察・再検討記録 わる再検討を行うご は有していますか。 」に例示されている で家旗にわかりやす なの点について適切に かに身体拘束の記録)に が定められている たりなられている が定められている が定められている が定められている が定められている が定められている が定められている が定められている が定められている	とされています。 「身体拘束ゼロへの手引き」に例示されている「緊急やして、利用者の日々の心身の状態等のとに逐次その記録を加えるとともに、従業者間、家が「緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書」などで、説明し、原則として拘束開始時かそれ以前に同意では、原則として拘束開始時かそれ以前に同意であり扱い、作成及び同意を得ていますか。を全て満たしているか。 なか。 は拘束開始日より前に作成されているか。 ために正確な事実認識を持っていますか。	はいいな はいいな	第48条第6項 平11厚令39 第11条 条例 第29条第5号 平11厚令39 第22条の2第 平13老発155 の6の(2) 平13を発155 の4か取せロへ 手引き

名称	BB/W D		
開作列度	開催月: 月 前年度開催回数計 回		
構成メンバー Oをつけてください。	施設長、看護職員、介護職員、 計画担当介護支援専門員、医師、 生活相談員、栄養士、事務長等		
施設内の職員研修の実施			
700 TO 100 TO 10			
(7) 委員会を開催した結果	について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。	はいいえ	条例 第48条第8項第1号 平11厚令39 第11条第6項第1号
(身体的拘束適正化検討委員会) (a) 委員会のメンバーにつ	またついて) いては、幅広い職種(例えば、施設長、事務長、医師、看護職員、介護職員、	はい・いいえ	平12 老企43
生活相談員)により構成し	していますか。	141 1 1 1 1 2	第4の10の(3)
を担当する者を定めていま		はい・いいえ	
	委員会は、運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営していますか。 :及び感染対策委員会については、これと一体的に設置・運営しても差し支え	はい・いいえ	
専門医との連携等が考えられます)。	者はケア全般の責任者であることが望ましいです。また、第三者や専門家が関わることが望ましいです(具体		
※ 介護職員等への周知・徹底等が要件 決して従業者の懲罰を目的としたもので	とされているのは、身体的東等の適正化こついて、施設全体で情報共有し、今後の再発防止こつなげるため はないことに留意してください。	かのものであり、	
 身体が拘束等こついて報告するため 介護職員その他の従業者は、身体的 	拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体が拘束等について報告す	ること。	平12老企43 第4の10の(3)
① 身体的東等こついて報告するため ② 介護職員その他の従業者は、身体的 ③ 身体的東適正化焼き委員会におい	の様式を整備すること。 物床等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体が拘束等について報告す て、②により報告された事例を集計し、分析すること。 束等の発生時の状況等を分析し、身体が拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化 者に周い撤底すること。		
身体が拘束等こついて報告するため 対議職員その他の従業者は、身体的 身体的束直正化線は委員会におい 事例の分析に当たっては、身体的 と。 報告された事例及び分析結果を従業 適正化策を講じた後に、その効果に	の様式を整備すること。 物床等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体が拘束等について報告す て、②により報告された事例を集計し、分析すること。 束等の発生時の状況等を分析し、身体が拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化 者に周い撤底すること。		
① 身体が前東等について報告するため ② 介護職員をの他の従業者は、身体的 ③ 身体的東適正化総計委員会におい ④ 事例の分析に当たっては、身体的 と。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果に ※ 身体的東適正化総計委員会は、テレ	の検式を整備すること。 物味等の発生ごとにその状況、背景等を認識するとともに、①の検式に従い、身体が拘束等について報告す で、②により報告された事例を集計し、分析すること。 束等の発生時の状況等を分析し、身体が姉束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化 者に周防衛度すること。 ついて評価すること。		第4の10の(3) 条例 第48条第8項第2号 平11厚令39
① 身体的物東等について報告するため ② 介護職員その他の従業者は、身体的 ③ 身体的東適正化線は委員会におい ④ 事例の分析に当たっては、身体的 と。 ⑤ 報告された事例及び分析結果を従業 ⑥ 適正化策を講じた後に、その効果に ※ 身体的東適正化線は委員会は、テレ ※ 「身体的物東等の適正化のための指 ① 施設における身体的物東等の適正 ② 身体的物東等の適正化物ための端 ③ 身体的物東等の適正化のための端 3 身体的物東等の適正化のための端 3 身体的物東等の適正化のための端 3	の様式を整備すること。 物束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体が拘束等について報告す で、②により報告された事例を集計し、分析すること。 束等の発生時の状況等を分析し、身体が拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化 者に周妖徹底すること。 ついて評価すること。 で電話装置その他の材積級動画機器を活用して行うことができます。 のたとめの指針を整備し、以下の内容を盛り込んでいますか。 針」に盛り込むべき内容」 化に関する基本が考え方 他施設内の組織に関する事項	策を検討するこ	第4の10の(3) 条例 第48条第8項第2号
(1) 身体が拘束等ことで報告するため(2) 介護職員その他の従業者は、身体的(3) 身体が拘束適正化域付委員会においる(4) 事例の分析に当たっては、身体的物と。(5) 報告された事例及び分析結果を従業(6) 適正化策を請じた後に、その効果に※ 身体的東適正化域付委員会は、テレ(8) 身体的拘束等の適正化のための指(1) 施設における身体的拘束等の適正(2) 身体が拘束適正化域対委員会その(3) 身体的拘束等の適正化のための端。	の検式を整備すること。 的検索の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体が拘束等について報告す で、②により報告された事例を集計し、分析すること。 東等の発生時の状況等を分析し、身体が拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化 者に彫い徹底すること。 ついて評価すること。 と電話装置その他の情報・ ・ 以下の内容を盛り込んでいますか。 動しに盛り込むべき内容 ・ 化に関する基本的考え方 ・ 他応診りかの報酬 関する基本 ・ はる基本方針 ・ はる基本方針 ・ に関する基本方針	策を検討するこ	条例 第48条第8項第2号 平11厚令39 第11条第6項第2号 平12老企43
(9) 介護職員その他の従業 (9) 介護職員その他の従業 (1) 身体が拘束 (3) 身体が拘束 (4) 事例の分析に当たっては、身体的 (5) 報告された事例及い分析結果を従業 (6) 適正化療を講じた後に、その効果に (8) 身体的・拘束等の適正化のための指 (1) 解数における身体的物束等の適正化 (2) 身体が拘束等の適正化のための指 (3) 身体が拘束等の適正化が表を (3) 身体が拘束等の適正化があまる。 (3) 身体が拘束等の直に比較表別会その (3) 身体が対する当数静の関係 (5) 身体が対する当数静の関係 (7) その他身体が拘束等の直正化の推	の検式を整備すること。 的検索の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い、身体が拘束等について報告す で、②により報告された事例を集計し、分析すること。 東等の発生時の状況等を分析し、身体が拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化 者に彫い徹底すること。 ついて評価すること。 と電話装置その他の情報・ ・ 以下の内容を盛り込んでいますか。 動しに盛り込むべき内容 ・ 化に関する基本的考え方 ・ 他応診りかの報酬 関する基本 ・ はる基本方針 ・ はる基本方針 ・ に関する基本方針	策を検討するこ	条例 第48条第8項第2号 平11厚令39 第11条第6項第2号 平12老企43

	そろ個性心は(ユニット至)	1	1 -	
27 サービス の質の評 価	施設では、自らその提供する指定施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	はいいいえ	条例 第48条第9項 平11厚令39 第11条第7項	
28 施設サー	★ この項目については、必ず計画担当介護支援専門員が記入して下さい。			· 運営規程 · 職務分担表
ビス計画の作成	(1) 管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務の主要な過程を担当させていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用第16条第1項 平11厚令39 第12条第1項	・施設サービス計画・入所者の能力、環境等
	(2) 施設サービス計画の作成及びその実施に当たっては、いたずらに計画内容やその実施を入居者に強制することのないよう留意していますか。	はい・いいえ	平12老企43 第4の11	を評価した 書類
	(3) 施設サービス計画に関する業務を担当する計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	はいいいえ	条例 第55条 準用第16条第2項 平11厚令39 第12条第2項	・施設サービス計画原案
	※ 総合的な施設サービス計画の作成 施設サービス計画よ、入居者の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要です。このため、施設サービス計画の作成又は変更 居者の希望や課題が祈結果に基づき、介護給付等対象サービス以外の、当該地域の住民による入居者の話し相手、会食などの自発的活動によるサー 施設サービス計画に位置付けることにより、総合的な計画となるように努めなければなりません。		平12老企43 第4の11の(2)	
	(4) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、入居者が現に抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	はいいれえ	条例 第55条 準用第16条第3項 平11厚令39 第12条第3項	
	施設サービス計画は、個々の入居者の特性に応じて作成されることが重要です。このため計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の代 者の課題が析を行かなければなりません。 課題が析とは、入居者の有する日常生活上の能力や入居者を取り巻く環境等の評価を通じて入居者が生活の質を維持・向上させていく上で生を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握することであり、入居者の生活全般にを十分把握することが重要です。 なお、課題が析は、計画担当分護支援専門員の個人的な考え方や手法のみによって行われてはならず、入居者の課題を客観的に抽出するため理的なものと認められる適切な方法を用いなければなりません。	Eじている問題点 こついてその状態	第4の11の(3)	
	(5) 計画担当介護支援専門員は、上記(4)に規定する解決すべき課題の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、入居者及びその家族に面接して行っていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用(第16条第4項) 平11厚令39 第12条第4項	
	この場合において、入居者やその家族との間の信頼関係、協働関係の構築が重要であり、計画担当介護 支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	はい・いいえ		
	※ 計画担当介護支援専門員は、面接技法等の研鑽 二努めることが重要です。 なお、家族への面接こついては、幅広く課題を把握する観点から、テレビ電話等の通信機器等の活用により行われるものを含むものとします。		平12老企43 第4の11の(4)	
	(6) 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果及び医師の治療方針に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、指定施設サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成していますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用第16条第5項 平11厚令39 第12条第5項	
	※ 施設サービス計画原案の作成 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画が入居者の生活の質に直接影響する重要なものであることを十分に認識し、施設サービス計画 ければなりません。 したがって、施設サービス計画原築は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果による専門的見地に基づき、入居者の家族の上で、実現可能なものとする必要があります。 また、当該施設サービス計画原築は、入居者及びその家族の生活に対する意向及び総合的な援助の方針並びに生活全般の解決すべき課題に ビス(機関制験、看護、介護、食事等)に係る目標を具体的に設定し記載する必要があります。さらに提供される施設サービスについて、その長 それを達成するための規制的な目標並びにそれらの達成時期等を明確に盛り込み、当該達成時期には施設サービス計画及び提供したサービスのようにすることが重要です。 なお、ここでいう指定施設サービスの内容には、施設の行事及び日課を含むものです。	希望を勘案した 加え、各種サー 期的な目標及び	平12老企43 第4の11の(5)	
	施設サービス計画の作成にあたっては、厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等を参考に 意思を尊重した医療・ケアが実施できるよう、多職種が連携し、本人及びその家族と必要な情報の共有等に努めることとされています。	しつつ、本人の		

)計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入居者に対する指定施設サービスの提供に当たる他の担当者(医師、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員及び管理栄養士等の当該入居者の介護及び生活状況等に関係する者)を招集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入居者又はその家族(以下この号において「入居者等」という。))が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入居者等の同意を得なければならない。)をいう。以下同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	はいいいえ	条例 第55条 準用第16条第6項) 平11厚令39 第12条第6項
※ ツースルニーコを破事である。別で見ないのは、 計画担当分達支援専門員は、効果的かつ実現可能な質の高い施設サービス計画とするため、施設サービスの目標を達成するために、具体的な として何かできるかなどについて、施設サービス計画原案に位置付けた施設サービスの担当者からなるサービス担当者会議の開催又は当該担当者 り、専門的な見地からの意見を求め調整を図ることが重要です。 なお、計画担当分譲支援専門員は、人居者の状態を分析し、複数聯署間で直接に意見調整を行う必要の有無について十分見極める必要がありま テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための力 生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	への照会等によ	第4の11の⑥
※ サービス担当者会議よ、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、入居者等が参加する場合は、テレビ電話装置等の活用にな 者等の同意を取る必要があります。	いて、当該入居	
) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について、入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得ていますか。	はいいれえ	条例 第55条 準用(第16条第7項) 平11厚令39 第12条第7項
※ 計画原案の説明及び同意 施設サービス計画は、人居者の希望を尊重して作成されなければなりません。このため、計画担当介護支援専門員に、施設サービス計画の作 は、これに位置づけるサービスの内容を説明した上で、文書によって入居者の同意を得ることを義務づけることにより、サービスの内容への入居 の機会を保障しようとするものです。 説明及び同意を要する施設サービス計画の原案とは、レヤかる施設サービス計画書の第1表、第2表(「介護サービス計画書の検定及び課題 提示について」(平成11年11月12日老企第29号厚生省老人保護者記局企画課長通知)に示す標準検試を指す。)に相当するものを言います。 また、施設サービス計画の原案について、入居者に対して説明し、同意を得ることを義務づけていますが、必要に応じて入居者の家族に対し同意を得る(通言機器等の活用により行われるものを含む。)ことが望ましいことに留意してください。	者の意向の反映 分析標準項目の	平12老企43 第4の11の(7)
) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者 に交付していますか。	はいいれえ	条例 第55条 準用(第16条第8項) 平11厚令39 第12条第8項
※ 施設サービス計画の交付 施設サービス計画を作成した際コよ、選帯なく入居者に交付しなければなりません。なお、交付した当該施設サービス計画の写しは、2 年間保 ればなりません。	存しておかなけ	平12老企43 第4の10の(8)
0) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握(入 居者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて 施設サービス計画の変更を行っていますか。	はいいいえ	条例 第55条 準用(第16条第9項) 平11厚令39 第12条第9項
※ 施設サービス計画の実施状況等の把握及び評価等 計画担当介護支援専門員は、入居者の解決すべき課題の変化に留意することが重要であり、施設サービス計画の作成後においても、入居者及 に他のサービス担当者と網続して連絡調整を行い、施設サービス計画のモニタリングを行い、入居者の解決すべき課題の変化が認められる場合等 設サービス計画の変更を行うものとします。 おお、入居者の解決すべき課題の変化は、入居者に直接サービスを提供する他のサービス担当者により把握されることも多いことから、計画 門員は、他のサービス担当者と緊密な連携を図り、入居者の解決すべき課題に変化が認められる場合には、円滑に連携が行われる体制の整備に努め せん。	必要に応じて施担当介護支援専	平12老企43 第4の10の(9)
1) 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画のモニタリングの実施に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところによって行っていますか。	はいいいえ	条例 第55条 準用 (第 16 条第 10 項) 平11 厚令39 第12条第10項
ア 定期的に入居者に面接していること。		
イ 定期的にモニタリングの結果を記録すること。 ※ モニタリングの実施 施設サービス計画作成後のモニタリングについては、定期的に入居者と面接して行う必要があります。また、モニタリングの結果についてもることが必要です。 「定期的に、の頻質については、入居者の心身の状況等に応じて適切に判断するものとします。	定期的二記録す	平12老企43 第4の10の(10)

	(12) 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。		条例 第55条 準用 (第 16 条第 11 項) 平11 厚令39 第12 条第11 項	
	ア 入居者が要介護更新認定を受けた場合	はい・いいえ	3712.73711.74	
	イ 入居者が介護状態区分の変更の認定を受けた場合 (13) 上記(10)の施設サービス計画の変更に当たっても、上記(2)から(9)について行っていますか。	はい・いいえ	条例 第55条準用 (第16条第12項) 平11厚令39	
29 介護	(1) 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っていますか。	はい・いいえ	第12条第12項 条例 第49条第1項	・施設サービ
(1) 基本		141 > 1 > 1 > 1 > 1	平11厚令39 第43条第1項 平12老企43	ス計画書 ・入浴に関す - る記録
	(2) 入居者の日常生活上の活動への援助が過剰なものとなることのないように留意していますか。 (3) 単に入居者が家事の中で役割を持つことを支援するにとどまらず、例えば、入居者相互の間で、頼り、	はいいいえ	平12 宅企43 第5の6の(1) 平12 老企43	・入所者に関 する書類
	(4) ユニットでは、入居者の日常生活における家事(食事の簡単な下準備や配膳、後片付け、清掃やゴミ	はいいいえ	第5の6の(1)	・介護・看護 に関
	(4) ユーットでは、八店者の日常上店における家事(良事の簡単な「空順で配膳、後月刊け、肩折でコミ出しなど)を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。	136. 6.6	第49条第2項 平11厚令39 第43条第2項 平12老企43 第5の6の(2)	する記録 ・排泄に関す る記録 ・勤務体制表
(2) 入浴	(1) ユニット型 ① 入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供していますか。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えていますか。	はいいいえ	条例 第49条第3項 平11厚令39 第43条第3項 平12老企43 第5の6の(3)	
	② 入浴は、単に身体の清潔を維持するだけでなく、入居者が精神的に快適な生活を営む上でも重要な ものであることから、こうした観点に照らして「適切な方法により」 ・ であることがら、こうした観点に照られて「適切な方法により」	はい・いえ	平12老企43 第5の6の(3)	
	③ 一律の入浴回数を設けるのではなく、個浴の実施など入居者の意向に応じることができるだけの入 浴機会を設けていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第5の6の(3)	
	(2) 介護を要する者に対する入浴サービスについては、常に事故の危険性があること、たとえ短時間であっても職員が目を離すことは重大な事故につながる恐れがあるため、次のような事項を実施していますか。	はい・いえ	平11厚令39 第35条第1項	
	ア 利用者の入浴中に職員の見守りがなくなる時間はありませんか。 イ 事故などが発生した場合に備え、複数の職員が配置され、事故対応中にも、他の入浴者への見守りにつ		-	
	1 事成などが発生した場合に開え、複数の職員が配置され、事成対応中にも、他の人名音への見守りにういて連携する体制が確保されていますか。 ウ 施設ごとの処遇方法を職員に理解させるためにマニュアルを整備し、定期的に職員に周知しています			
	か。 エ 機械浴の操作方法について、担当職員がその操作方法を十分に理解しているか確認していますか。			
	オ 新規採用職員や経験の浅い職員に対しては、マニュアルの内容や突発事故が発生した場合の対応につ			
	いて研修を実施していますか。 【入浴中の事故の例】			
	1 職員が1人で、寝台型機械浴槽用のリフト型ストレッチャー上で、洗身介助を行っていた。背中を洗っため横向きにしようとした際、入居者が頭から転落した。 2 職員3人で利用者4人を入浴介助中、利用者1人がけがをしたため、職員2人が浴室を離れた。その間、職員1人で利用者3人を介助・見守りしていた。職員が利用者1人の体を洗っているとき、背を向			
	けていた浴槽内の利用者が溺れた。 3 職員が利用者をチェアインバスに入れ、手動の給湯のボタンを押した後、その場を離れている間に浴槽の水位が上がり、利用者が溺れた。 4 職員が利用者をリフターで浴槽に入れる際、①利用者が座位を保てないこと、②リフターには前屈にならないよう胸ベルトがあること、を知らなかった。職員が隣室で介助の支援のためその場を離れてい			
(3) 排せつ	る間に利用者が水中に前屈し溺れた。 (1) 入居者に対し、心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第49条第4項 平11厚令39 第13条第3項	

7112	(2) 排せつの介護は、入居者の心身の状況や排せつ状況などをもとに、自立支援の観点から、トイレ誘導や排せつ介助等について適切な方法により実施していますか。	はいいえ	平12老企43 第4の11の(3)	
	等いがと プロッキに プバン 適切な力法により 美地 していますか。 (3) おむつを使用せざるを得ない 入居者のおむつを適切に取り替えていますか。	はい・いいえ	条例 第49条第5項 平11厚令39 第13条第4項	
	(4) 入居者がおむつを使用せざるを得ない場合には、その心身及び活動の状況に適したおむつを提供するとともに、おむつ交換に当たっては、頻繁に行えばよいということではなく、入居者の排せつ状況を踏まえて実施していますか。	はい・いいえ	平12老企43 第4の11の(4)	
	 ※ おたつ交換等の排せつ介助は、入居者の状況に応じて下記①~⑦のとおり行ってください。 ① おたつ交換は、汚れたら求めに応じて直ちに交換する船等交換を基本としますが、認知症その他の障がいて意思伝達が不可能な場合の定時交換で行っていますか。 ② 不安感や羞恥心への配慮をしていますか。 ③ 感染対策に留意していますか。 ④ 夜間の排せつ介助及びおよつ交換についても、十分配慮されていますか。 ⑤ 清かの名器等は見苦しくないようにしていますか。 ⑥ 汚物へ名器等は見苦しくないようにしていますか。 ⑦ 汚物の本とかいこ処理されていますか。 	は、十分な頻度		
(4)	(1) 指定介護老人福祉施設は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防する	はいいいえ	条例	
褥瘡予防	ための体制を整備していますか。	180 0 72	第49条6項 平11厚令39 第13条第5項	
	(2) 「褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。」とは、施設において褥瘡の予防のための体制を整備するとともに、介護職員等が褥瘡に関する基礎知識を有し、日常的なケアにおいて配慮することにより、褥瘡発生の予防効果を向上させることを想定しています。 褥瘡予防のため、次のようなことに取り組んでいますか。		平 12 老企 43 第 4 の 12 の (5)	
	ア 当該施設における褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度等が低い入居者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価をしていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第4の12の(5) のイ	
	イ 当該施設において、専任の施設内褥瘡予防対策を担当する者(看護職員が望ましい。)を決めていますか。 * 同一敷地内での複数担当(身体拘束適正化担当者等)の兼務や他の事業所・施設等との担当の兼務については、担当者としての職務に支障がないければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者	はい・いいえ	平12老企43 第4の12の(5)のロ	
	としての職務を遂行する上で支障がないと考える者を選任してください。 ウ 医師、看護職員、介護職、管理栄養士等からなる褥瘡対策チームを設置していますか。	はい・いいえ	平12老企43 第4の12の(5)	
	エ 当該施設における褥瘡対策のための指針を整備していますか。	はいいれる	平12老企43 第4の12の(5)の二	
	オ 介護職員等に対し、褥瘡対策に関する施設内職員継続教育を実施していますか。 また、施設外の専門家による相談、指導を積極的に活用することが望ましいとされていますが、活用していますか。	はいいえ	平12老企43 第4の12の(5)のホ 平12老企43 第4の12の(5) のホ	
(5) 喀痰吸引 等につい て	① 介護従事者がたんの吸引等を行う場合は、当該介護従事者が都道府県による認定証が交付されている場合、または実地研修を修了した介護福祉士(資格証に行為が付記されていること)にのみ、これを行わせていますか。	該当・非該当はいいいえ	社会福祉士及び介護 福祉士法第48条の2、 48条の3	
	② 事業所を「登録特定行為事業者」「登録略痰吸引等事業者」として県に登録していますか。(介護福祉士以外の介護従事者を使用することなく、喀痰吸引等の業務を行っている場合は、「登録喀痰吸引等事業者」のみの登録になります。)	はい・いいえ	同法施行規則 第26条の2、第26条 の3	
	③ 介護福祉士(認定特定行為業務従事者)による喀痰吸引等の実施に際し、医師の文書による指示を個別に受けていますか。 また、指示書は次のとおりとなっていますか(該当項目にチェック)。 □ 医師の指示書が保管されている。 □ 指示書は有効期限内のものとなっている。	はいいえ	平成23年11月11日 社援発1111第1号 厚生労働省社会・援 護局長通知「社会福	
	④ 喀痰吸引等を必要とする者の状態について、医師又は看護職員による確認を定期的に行い、当該対象者に係る心身の状況に関する情報を介護福祉士(認定特定行為業務従事者)と共有することにより、適切な役割分担を図っていますか。	はい・いいえ	社士及び介護福祉士 法の一部を改正する 法律の施行について (喀痰吸引等関係)	

川哉	[老人福祉施設(ユニット型)		-	_
	⑤ 対象者の希望や医師の指示、心身の状況等を踏まえて、医師又は看護職員との連携の下に、実施計画書を作成していますか。	はい・いいえ		
	⑥ 対象者及びその家族に対して、実施計画書等を示して、介護職員がたん吸引等を実施することを説明 し、文書による同意を得ていますか。	はい・いいえ		
	□ 実施した結果について、結果報告書の作成、医師への報告、安全委員会への報告を行っていますか。	はい・いいえ	-	
		はい・いいえ	-	
	⑨ たん吸引等の実施に関する業務方法書等を備え、介護職員・看護職員等の関係する職員が確認できる ようにしていますか。	はい・いいえ	_	
6) 3常の世話	指定施設は、入居者にとっての生活の場であることから、入居者に対し、上記のほか、通常の1日の生活の流れに沿って、離床、着替え、整容等の介護(心身の状況に応じた日常生活上の世話)を適切に行っていますか。	はいいれえ	条例 第49条第7項 平11厚令39 第13条第6項 平12老企43 第4の11の(6)	
7)	常時1人以上の常勤の介護職員を介護に従事させていますか。	はい・いいえ	条例	
介護職員の 常駐	※「常時1人以上の常勤の介護職員を介護「従事させる」とは、夜間を含めて適切な介護を提供できるように介護職員の勤務体制を定めておくも 2以上の消費職員の勤務体制を組む場合は、それぞれの勤務体制において常時1人以上の常勤の介護職員の配置を行わなければならないことです。(ユニット型においては昼間はユニットごとに1人以上、夜間は2ユニットに1人以上常勤の職員を常時配置。)なお、介護サービスの提供に当たっては、提供内容におじて、職員体制を適切に組むものとされています。		第49条第8項 平11厚令39 第13条第7項 平12老企43 第4の11の(7)	
8) 人居者負 旦等の禁 L	入居者に対し、入居者の負担により、当該指定施設の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	はいいいえ	条例 第49条第9項 平11厚令39 第13条第8項	
0 き 事	(1) 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供していますか。	はい・いいえ	条例 第50条第1項 平11厚令39 第14条第1項	・献立表 ・嗜好に関 る調査 - ・残食(菜
1) 基本	(2) 入居者ごとの栄養状態を定期的に把握し、個々の入居者の栄養状態に応じて行うように努めるとと もに、摂食・嚥下機能その他の入居者の身体の状況や食形態、嗜好等にも配慮した適切な栄養量及び内 容としていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第4の13の(1)	の記 録
	(3) 入居者の食事は、自立の支援に配慮し、可能な限り離床して、食堂で行われるよう努めていますか。	はいいえ	条例 第50条第2項 平11厚令39 第14条第2項 平12老企43 第4の13の(1)	・業者委託場合契約・検食に関る記録・食事せん・入所者の
2) 問理	(1) 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行うとともに、その実施状況を明らかにしていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第4の13の(2)	退所簿冊 - 食料品消
_,	(2) 病弱者に対する献立については、必要に応じ、医師の指導を受けていますか。	はい・いいえ		
3) : 事の提 :	(1) 食事時間は適切なものとし、夕食時間は午後6時以降とすることが望ましいですが、早くても午後 5時以降としていますか。	はいいれえ	平12老企43 第4の13の(3)	入所者年 構成表
	(2) 食事提供に関する業務は施設自ら行っていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第4の13の(4)	食品構成
	(3) 食事の提供に関する業務を第三者に委託しているときは、栄養管理、調理管理、材料管理、施設等管理、業務管理、衛生管理、労働衛生管理について施設自らが行う等、当該施設の管理者が業務遂行上必要な注意を果たしうるような体制と契約内容により、食事サービスの質が確保される場合に、施設の最終的責任の下で委託を行っていますか。	はいいえ 非該当	平12老企43 第4の13の(4)	
	(4) ユニット型 入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、できる限り離床し、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。 ※その際、共同生活室で食事を摂るよう強制することはあってはならないので、十分留意してください。	はい・いいえ	条例 第50条第4項 平11厚令39 第44条第4項 平12老企43 第5の7の(2)	
4) 目係 部 門	(1) 食事提供については、入居者の嚥下や咀嚼の状況、食欲など心身の状態等を当該入居者の食事に的 確に反映させるために、居室関係部門と食事関係部門との連絡が十分とられていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第4の13の(5)	
連携等	(2) 入居者に対しては適切な栄養食事相談を行っていますか。	はいいいえ	平12老企43 第4の13の(6)	
	(3) 食事内容については、当該施設の医師又は栄養士若しくは管理栄養士(入居者が40人を超えない 指定施設であって、栄養士又は管理栄養士を配置していない施設においては連携を図っている他の社会 福祉施設等の栄養士又は管理栄養士)を含む会議において検討が加えられていますか。	はいいいえ	平12老企43 第4の13の(7)	

****	麦老人福祉施設(ユニット型)	T	T	
31 相談及び 援助	常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用 (第19条) 平11厚令39 第15条	・運営規程・入所者に関する記録・相談簿等
32 社会生活 上の便宜 の提供等	(1) ユニット型施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。	はい・いれえ	条例 第51条第1項 平11厚令39 第45条第1項	・設備台帳等・事業計画 (報告)書
	※入居者1人1人の序動子を把握した上で、それに応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、同好会やクラブ活動などを含め、的に行うこれらの活動を支援してなければなりません。	、入居者が自律	〒 平12老企43 第5の8の(1)	・代行取扱の 要領 ・同意に関す
	(2) 入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。	はいいれえ	条例 第51条第2項 平11厚令39 第16条第2項	る記録 ・確認を得た 文書
	特に金銭にかかるものについては書面等をもって事前に同意を得るとともに、代行した後はその都 度本人に確認を得ていますか。	はい・いいえ	平12老企43 第4の15の(2)	・入所者に関する記録
	(3) 常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	はいいえ	条例 第51条第3項 平11厚令39 第16条第3項	面会記録
	入居者の家族に対し、当該施設の会報の送付、当該施設が実施する行事への参加の呼びかけ等に よって入居者とその家族が交流できる機会等を確保するよう努めていますか。 また、入居者と家族の面会の場所や時間等についても、入居者やその家族の利便に配慮したものと するよう努めていますか。	はいいいえ	平12老企43 第4の15の(3)	
	※ ユニット型機能の居室は家族や友人が味動・宿泊して入居者と交流するのに適した個室であることから、家族等ができるだけ気軽に来動・宿 きるよう配慮してください。	白することがで	老企43第5の8の(2)	
	(4) 入居者の生活を当該施設内で完結させてしまうことのないよう、入居者の希望や心身の状況を踏まえながら、買物や外食、図書館や公民館等の公共施設の利用、地域の行事への参加、友人宅の訪問、散歩など、入居者に多様な外出の機会を確保するよう努めていますか。	はい・いいえ	条例 第51条第4項 平11厚令39 第16条第4項 平12老企43 第4の15の(4)	
33 機能訓練	(1) 入居者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第21条) 平11厚令39第17条	・訓練に関する計画 ・訓練に関する日誌
	※ 機関線は、機関線を記される機関線で限るものではなく、日常生活の中での機関線をレクリエーション、行事の実施等を通じた機関 あり、これらについても十分に配慮していますか。	練も含むもので	平12老企43 第4の16	の口心
34 栄養管理	(1) 入居者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入居者の 状態に応じた栄養管理を計画的に行っていますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第21条の2)	
	※ 入居者に対する栄養管理については、令和3年度より栄養マネジメント加算を廃止し、栄養ケア・マネジメントを基本サービスとして行うこと 栄養上が、入居者の栄養状態に応じて、計画的に行うべきことを定めたものです。ただし、栄養生のみが配置されている施設や栄養上又は管理栄 ことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養土の協力により行うことができます。 栄養管理については、以下の手順により行うこととされています。 ア 入居者の栄養状態を施設入居時に出握し、医師、管理栄養土、解料医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入居者ごは機能及び免が現にも配慮した栄養ケア計画を作成することとされています。栄養ケア計画の作成に当たっては、施設サービス計画との整合性をです。なお、栄養ケア計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることがで イ 入居者ごとの栄養ケア計画に従い、管理栄養土が栄養管理を行うとともに、入居者の栄養状態を定期的に記録しなければなりません。 ウ 入居者ごとの栄養ケア計画の進か、管理栄養力学栄養管理を行うとともに、入居者の栄養状態を定期的に記録しなければなりません。 ウ 入居者ごとの栄養ケア計画の進か状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すことが必要です。 エ 栄養ケア・マネジメントの実務等については、「リハビリテーション・「個別機能制練、栄養、口腔の実施及び一体が取り組みについて(令和 老高発の315 第2 号・老老発の315 第2 号)」を参考にしてください。	養士を置かない この摂食・嚥下 に図ることが必要 できます。		

35 ロ腔衛生 の管理	入居者の口腔(こうくう)の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行っていますか。	はいいいえ	条例 第55条 準用 (第21条の3)	
	※指定施設の入居者に対する口腔衛生の管理について、入居者の口腔の健康状態に応じて、以下の手順により計画的に行うべきことを定めたもので テーション・個別機能制験、栄養、口腔の実施及び一体が取り組みについて(令和6年3月15日付老高発の315第2号・老認発の315第2号・老認発の315第2号・老認発の315第2号・老認発の315第2号・老認発の315第2号・老認発の315第2号・老認発の315第2号・老認発の315第2号・老認発の315第2号・老認教師設にないて、庫が屋路が以よずを受けた歯科衛生士(以下「歯科医師等」という。)が、当該が庭の介護職員に対する口腔係を技術的財富及び指導と基づき、以下の(ア)~(オ)の事項を記載した、入居者の口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要にに当該種画を見直していること。 (ア) 助富を行った歯科医師 (イ) 歯科医師からの財富の要点 (ウ) 具体的方策 (エ) 当該が庭りおける実施目標 (オ) 留意事項・特定事項 なお、口腔衛生の管理体制に係る計画に相当する内容を施設サービス計画の中に記載する場合はその記載をもって口腔衛生の管理体制に同に代えることができるものとされています。 エ 医療保険しおいて歯科は計略を対象性が算定された日に、介護職員に対する口腔・青帯等に係る技術的財富及び指導又はイの計画に関する技術を行うにあたっては、歯科制制制を深された日に、介護職員に対する口腔・青帯等に係る技術的財富及び指導又はイの計画に関する技術を行うにあたっては、歯科制制制を深されば問題が構造性影響の実施中間に外の時間・帯に行うこと。 なお、当該が庭とと計画に関する技術が財富若しくは対策率以は口腔の健康状態の評価を行う歯科医師等においては、実施事項等を文書で取りい。	差発の15第2 対象性の管理に 応じて、定期的		
36 健康管理	(1) 指定施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のため の適切な措置を採っていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用(第22条) 平11厚令39 第18条	・看護に関す る日誌 ・入所者に関 する書類
	(2) 入居者に対して定期的に健康診断を行っていますか。	はい・いいえ		
	(3) 結核に係る健康診断の通報又は報告を管轄保健所長に行っていますか。	はい・いいえ	感染症予防法 第53条の7 同施行令第11条、 第12条	
37 入院期間 中の取扱い	入居者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に 退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な 便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定施設に円滑に入居す ることができるようにしていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用 (第23条) 平11厚令39 第19条	・運営規程・入所者に関する書類・診断書等
	※ 「週完することが明らかに見込まれるとき」に該当するか否かは、入居者の入院先の病院又は診療所の主治图に確認するなどの方法により判断	してください。	平12老企43 第4の20の(1)	・短期入所に かかるベッ
	※「必要に応じて適切な便宜を供与」とは、入居者および家族の同意の上での入退院の手続きや、その他の個々の状況に応じた便宜を図ることを	指します。	平12 老企43 第4の20の(2)	ド利用計画 書 ・入院者名簿
	※ 「やむを得ない事情がある場合」とは、単二当初予定の避免日に満床であることをもってやむを得ない事情として該当するものではなく、例え院が予定より早まるなどの理由により、ベッドの確保が間に合わない場合等を指します。	ば、入居者の退	平12 老企43 第4の20の(3)	
	※ 施設側の都合は、基本的には該当しません。		平12老企43 第4の20の(3)	
	※ やむを得ない事情がある場合であっても、再入居が可能なベッドの確保が出来るまでの間、短期入居生活介護の利用を検結するなどにより、入障を来さないよう努める必要があります。	居者の生活に支	平12老企43	
	※ 入居者の入院排門中のベッドは、短期入居生活介護事業等に利用しても差し支えありませんが、入居者が國院する際に円滑に再入居できるよう 画的なものでなければなりません。	、その利用は計	第4の20の(3) 平12老企43 第4の20の(4)	
38 入関者 市 可 利 通知	入居者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。 ア 正当な理由なしに指定施設サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。 イ 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。	はい・いいえ 該当なし	条例 第55条 準用 (第24条) 平11厚令39 第20条 平12老企43 第4の21	・市町村に送付した通知に係る記録

39 緊急時等 の対応	 (1) 現にサービスの提供を行っているときに入居者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、施設の医師との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めていますか。 ※ 入居者の解状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方法を定めていますか。 ※ 入居者の解状の急変等に備えるため、施設に対してあらかじめ配置医師による対応その他の方法による対応方法を定めなければならないことをです。対応方針に定める規定としては、例えば、緊急時の注意事項や病状等についての情報共有の方法、曜日や時間帯ごとの医師との連携方法やタイミング等があげられます。 (2) 施設の医師及び協力医療機関の協力のもと、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の更更を行なっていますか。 	家を依頼する	条例 第55条 準用第25条第1項 平11厚令39 第20条の2第1項 平12老企43 第4の22 条例 準用第25条第2項 平11厚令39 第20条の2第2項 平12老企43	
	り返りを行うことなどが望ましいです。なお、協力医療機関との間で入所者の病力が急変した場合等の対応の確認も1年に1回以上行うこととされており、この確認こついても、当該かわせて行うことも考えられます。	応方針の見直しとあ	第4の22	
40 管理者に よる管理	専ら当該指定施設の職務に従事する常勤の者が管理者になっていますか。 ※ 当該指定施設の管理上支障がない場合は、同一般地内にある他の事業所、施設等又は当該指定施設のサテライト型居住施設の管理者又は従業者、従事することができます。	はい・いいえとしての職務に	条例 第55条 準用 (第26条) 平11厚令39 第21条 平12老企43 第4の23	組織図・運営規程・職務分担表・業務報告書、業務日誌等
41 管理者の 責務	(1) 管理者は、当該指定施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第27条第1項) 平11厚令39 第22条第1項	
	(2) 管理者は、従業者に指定施設の「運営に関する基準」を遵守させるために必要な指揮命令を行っていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用(第27条第2項) 平11厚令39 第22条第2項	
42	★この項目は必ず計画担当介護支援専門員が記入してください。		条例	
計画担当 介護支援 専門員の	計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に関する業務のほか、次の業務を行うものとします。		第55条 準用(第28条第1項) 平11厚令39	
責務	(1) 入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握していますか。	はいいえ	第22条の2 平12老企43	
	(2) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、生活相談員、介護職員、看護職員等を交えて定期的に検討していますか。	はいいえ	第4の22	
	(3) 上記の検討の結果、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行っていますか。 その場合、入居者の退所に際しての必要な援助として、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携していますか。	はい・いいえ 該当なし		
	(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。	はい・いいえ		
	(5) 入居者及びその家族から指定施設サービスに関する苦情を受け付けた場合、苦情の内容等を記録していますか。	はい・いいえ		
	(6) 入居者に対する指定施設サービスの提供により事故が発生した場合、その事故の状況及び事故に際 して採った処置について記録していますか。	はいいえ		
43 運営規程	次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めていますか。	はい・いいえ	条例第52条 平11厚令39第23 条	運営規程指定申請、変更
	ア 施設の目的及び運営の方針 イ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ウ 入居定員 エ ユニットの数およびユニットごとの入居定員 オ 入居者に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額 カ 施設の利用に当たっての留意事項 キ 緊急時等における対応方法 ク 非常災害対策(非常災害に関する具体的計画) ケ 虐待の防止のための措置に関する事項 コ 個人情報の取扱い		平12老企43 第4の23	届(写)

71 BS	『老人福祉施設(ユニット型) サ その他施設の運営に関する重要事項(緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束等の手続等)			
	「虐待の防止のための措置に関する事項」 虐待の防止に係る、組織内の体制(責任者の選定、従業者への研修方法や研修 計画等)や虐待又は虐待が疑われる事案(以下「虐待等」という。)が発生した場合の対応方法等を指す内容	字であること。	平 12 老企 43 第 4 の 26 の (6)	
44 業務継続 計画の作 成	① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用 (第30条の2第 1項	・業務継続計 画(感染症) ・業務継続計 画(自然災
	※ 業務維熱問一回には、以下の項目等を記載するしてください。なお、各項目の配載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルの業務維熱がイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務維熱がイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地るものであることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務維熱情画を一体的に策定することを妨げるもん。さらに、感染症に係る業務維熱情画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務維熱情画並びに非常災害に関する具体的信値れぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。 ア 感染症に係る業務維熱情画	域によって異な のではありませ		害)
	※ 各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所 害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に ください。なお、感染症及び災害の業務継続相画を一体的に策定することも可能です。			
	② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。	はいいいえ	条例 第55条	
	※ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務維糖措画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかか 行うものとします。 職員教育を組織的に漫透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規期刊時には別に研修を実施することが望ましいでの実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務維維措画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体とも差し支えありません。	す。また、研修	準用 (第30条の2第 2項) 平12 老企43 第4の28(3)	
	※ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務機械に固に基づき、事業所内の役割が 症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務機精に固に係る訓練につい 予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。 訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施してください。			
	※ なお、業務総務信画の策定、研修及び馴練の実施こついては、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、懸染した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び馴練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにしてくだ。			
	③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第30条の2第 3項)	
45 定員の遵 守	災害、虐待その他のやむを得ない事情が無いにも拘わらず、入居定員(ユニットごとの入居定員)及び居 室の定員を超えて入居させていませんか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用 (第31条) 平11厚令39第25条	・入所者名簿 ・運営規程
46 非常災害 対策	(1) 非常災害に関する具体的計画を作成して、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行っていますか。【消防計画の届出年月日(直近): 年 月 日】	はい・いいえ	条例 第55条準用 (第32条第1項)	消防計画訓練記録消防署の検
	※ 非常災害に際して必要な具体が皆恒の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、選戦、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければなり	-		査記録
	※「関系機関への通報及び連携体制の整備」とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知能をするとら消防団や地域主民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものです。 ※「非常災害に関する具体が領1個」とは、消防計画(これに準する計画を含む。)及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。計画では、ハザードマップ等を確認するなどしてください。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法の規定により防火管	の策定にあたっ		
	とされている事業所にあってはその者に行わせるものとします。 ※ 選挙場所の確保、選挙方法等マニュアルなどで周知徹底してください。 ※ 浸水等風水雷時の対応についての体制を整備してください。 (洪水・ザードマップが配布されている場合は参考にしてください) ※ 「土砂災害警戒区域」、「地すべり危険個所」等土砂災害が懸念される区域に当たっている場合は、連絡・選挙体制について市町村と十分な調整			
	_ \(\bullet\)			

71 13	老人福祉施設(ユニット型)	前年度	今年度			
	避憊練		実施年月日			
	地震	7001775	2001/11			
	火災					
	風水害					
		体的計画の作成に当たっては、事業所の立地状 側に応じたものとしていますか。	兄等を勘案し、発生することが予	はいいえ	条例 第55条 準用(第32条第2項)	
	(3) 訓練は、地域住民及	び消防団その他の関係機関と連携して行うよう	努めていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用(第32条第3項)	
	ら地域住民との密接な連携体制を	さる避難、救出その他の創練の実施ニ当たって、できるだけ地域 確保するなど、訓練の実施二協力を得られる体制づくりに努める。 、より実効性のあるものとすること。			平12 老企43 第4の29の(3)	
		者及び従業者が必要とする飲料水、食糧、日用が び点検を行うよう努めていますか。	品その他の物資及び防災に関する	はい・いれえ		
	関系機関への通報及び連携 ら消防団や地域住民との連携 なお、「非常災害に関する身 めの計画をいいます。計画の この場合、消防計画の策定	対信値の策定、関系機関への通報及び連携体制の整備、選難、救出体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかご。 を図り、火災等の際ご消火・選難等に協力してもらえるような体制 以本格信値」とは、消防法施行規則第3条に規定する消防計価(これ 策定にあたっては、ハザードマップ等を確認するなどしてください 及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により限 また、防火管理者を置かなくてもよいとされている指定特定施設に るものとします。	重要する体制をとるよう従業員に周知が底すると 州作りを求めることとしたものです。 いこ準ずる計画を含む。)及び風水害、地震等の災 、 、 防火管理者を置くこととされている指定特定施設	ともに、日頃か 割こ対処するた こあってはその	平12老企43 第4の25の(1)及び (2)	
47 衛生管理 等	衛生上必要な措置を講じ ※ このほか、次の点に留意して ① 調理及りを引きに伴う衛生は、ないこと。	ください。 食品衛性法等関係法規ニ準じて行われなければならない。 なお、1	食事の提供に使用する食器等の消毒も適正に行わ	はいいえ	条例 第55条 準用第33条第1項 平11厚令39 第27条 平12老企43 第4の26の(1)	 ・受水槽の清掃記録等 ・医薬品等管理簿 ・定期消毒の記録等 ・衛生マニュ
	③ 特に、インフルエンザが策、原 が発出されているので、これに	止するための措置等について、必要に応じて保護所の助言、指導を 際管出血性大腸健認染症対策、レンオネラ症対策等については、そ 基づき、適切な措置を講じること。 いいは、必要ないでは、そのでは、 は、必要ないでは、そのでは、 は、必要ないでは、 は、必要ないでは、 は、必要ないでは、 は、必要ないでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	の発生及びまん延を防止するための措置等につい	て、別途厳時	の ①~③	デル ・食中毒防止 等の研修記 録等 ・保健所の指 導の記録
(空調設	(2) 空調設備等により施	設内の適温の確保に努めていますか。		はい・いいえ	平12老企43	
備)	※ 居室内やリビングなど、施設	内の適当な場所に温度計、湿度計を設置し、客観的に温度、湿度の	2管理を行ってください。		第4の30の(1)	
/ DE 185		の英田も済工に行っていませた	1	1+1 1 1 1 1 1 =	の④ タ/bil	
(医 薬 品・医療 機器)	(3) 医楽品及の医療機器	の管理を適正に行っていますか。		はい・いいえ	条例 第55条 準用(第33条第1項) 平11厚令39 第27条	
	① 医務室等の保管場所による事故が発生するこ	ため、次のような事項を行っていますか。 们こついて、職員の不在時は常時施錠するなど、 ことなどを未然に防ぐための措置を講じる。		はいいえ	平11厚令39 第27条第1項 厚令39第35条	
	内容を周知する。	るためのマニュアル等を作成していますか。また 薬の種類や量を複数の者で確認し、確実な本。				
		0.1				

(感染 症・食中 毒の予 防)

(4) 指定施設は、施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置 を講じなければなりません。		条例 第55条 準用(第33条第2項
① 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催していますか。また、その結果について介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていますか。	はい・いいえ	第1号) 平11厚令39 第27条第2項第1号
※ 委員会が唱立い職種で構成し、構成メンバーの責務及び役割が担を明確にするとともに、専任の感染対策担当者を定めておくことが必要です。 者は看護師であることが望ましいです)。また、施設外の感染管理等の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。 【構成する職種の例】施設長(管理者)、事務長、医師、看護職員、介護職員、栄養土又は管理栄養土、生活相談員	感染症对策担当	平12老企43 第4の26の(2) の①
② 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため次のような内容を盛り込んだ指針を整備していますか。	はいいえ	条例 第55条 準用(第33条第2項 第2号) 平11厚令39 第27条第2項第2号
[指針 虚り込むべき内容] 当該施設 における「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及 び発生時の対応を規定します。 平常時の対策としては、施設内の衛生管理(環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等)、日常のケアにかかる感染対策(標準的な予防策(例えば、血液・体液・分泌液・排泄物(便)などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め)、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における施設関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定されます。また、発生時における施設関係課等の関係機関への連絡体制を整備、明記しておくことも必要です。なお、それぞれの項目の記載内容の例こついては、、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル」(2019 年 3 月 厚労省老人保健健康等増進事業)を参照してください。		平12 老企43 第4の26の(2)の2)
③ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を年2回以上定期的に実施していますか。 また、新規採用時には必ず感染症対策研修を実施していますか。	はいいえ	条例 第55条 準用 (第33条第2項 第3号) 平11厚令39 第27条第2項第3号 平12老企43 第4の26の(2)の3
④ 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食虫毒の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に 実施していますか。	はいいえ	条例 第55条 準用 (第33条第2項 第3号)
⑤ 調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されていますか。	はいいえ	平12老企43 第4の26の(2)の3
感染者や既往者の入居に際し、感染対策担当者は、介護職員その他の従事者に対し、当該感染症に関する知識、対応等について周知を図っていますか	はいいいえ	平12老企43 第4の26の(2) の④
⑦ 施設内の感染症拡大を未然に防ぐため、利用者だけでなく介護職員室等、施設内すべての場所で共用 タオルの使用を禁止していますか。	はいいえ	
③ 上記①~⑦に掲げるもののほか、別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対処についてマニュアル等で定め、感染症又は食中毒の発生が疑われる際はこれに沿って対応を行っていますか。	いる・いない	条例 第55条 準用 (第33条第2項 第4号)
「厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」 ア 従業者が、入居者について、感染症又は食中毒の発生を疑ったときは、速やかに管理者に報告する体制を整えること。 イ 管理者は当該指定施設における感染症若しくは食中毒の発生を疑ったとき又は前記アの報告を受けたときは、従業者に対して必要な指示を行わなければならないこと。 ウ 感染症又は食中毒の発生又はまん延を防止する観点から、従業者の健康管理を徹底し、従業者、来訪者等の健康状態によっては利用者との接触を制限する等の措置を講ずるとともに、従業者及び利用者に対して手洗いやうがいを励行するなど衛生教育の徹底を図らなければならないこと。 エ 指定医師及び看護職員は、当該指定施設内において感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、速やかな対応を行わなければならないこと。 オ 指定施設の管理者及び医師、看護職員その他の従業者は、感染症若しくは食中毒の患者又はそれらの疑いのある者(以下「有症者等」という。)の状態に応じ、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切な措置を講じなければならないこと。		平 18 厚労告 268 の一

	カ 指定施設は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者等の状況 及び各有症者等に講じた措置等を記録しなければならないこと。 キ 管理者は、次に掲げる場合には、有症者等の人数、症状、対応状況等を市町村及び保健所に迅速に報告するとともに、市町村又は保健所からの指示を求めることその他の措置を講じなければならないこと。 (イ) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤な患者が 1週間内に2名以上発生した場合 (ロ) 同一の有症者等が 10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合 (ハ) 上記(ア)及び(イ)に掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ特に管理者等が報告を必要と認めた場合 ク 上記キの報告を行った場合は、その原因の究明に資するため、当該有症者等を診察する医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう、努めなければならないこと。 ※ 以下の適時に基づき、感染症の発生及びまん延を防止するための措置を簡にてください。			
	「高齢者介護施設における感染対策でニュアル」 (2019 年3 月 厚労省老人保健健康等増進事業) 「老人ホーム第における食中毒予防の御館こついて」(平成28 年9 月16 日厚労省通知) 「大量調理施設権生管理マニュアル」(平成9 年3 月24 日厚労省通知 別添) 「高齢者施設における感染性胃腸炎の発生・まん延防止の御館こついて」(平成17 年1 月10 日厚労省通知) 「インフルエンザ施設ケ破染予防の手引」(平成25 年11 月改定 厚生労働省健康局結核感染症課・日本医師会感染症危機管理対策室) 「社会開ມ施設におけるレジオネラ症が止対策こついて」(平成17 年11 月26 日厚生省通知) 「社会開ມ施設におけるレジオネラ症が止対策マニュアルについて」(平成13 年9 月11 日厚労省通知) 「レジオネラ症を予防するために必要な措置に関する技術上の指針」(平成15 年厚労省告示264)			
48 協力医療 機関等	(1) 入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院を定めていますか。 協力病院名	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第34条第1項) 平11厚令39 第28条第1項	掲示板契約書
	 総力医療機関よ次の要件を満たしていなければなりません。ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることによりその要件を満たするありません。(令和9年3月31日までは、努力義務とされていますが、期限を待たず可及的速やかいご連携体制を構築することが望ましいものです。 ① 入所者の廃状が急変した場合等において医師又は着機能員が自診が応を行う体制を開始限していること。 ② 当該村定分議を人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を開始限していること。 ③ 入所者の廃状が急変した場合等において、当該村定介護を人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関が診療を行い、入院を要すると認者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 *3]については、必ずしも当該施設の入所者が入院するための専用の病床を確保する場合でなくとも差し支えなく、一般的に当該地域で在宅療養を入れる体制が確保されていればよいものです。 ※ 連携する医療機関は、在宅療養支援利売や在宅療養支援利売所、地域包括ケア病様(200床未満)を持つ医療機関等の在宅医療を支援する地域の下「在宅療養支援利売等」という。)と連携を行うことが認定されます。なお、令和6年度診療機関地定において新設される地域包括医療病検を持は、前述の在宅療養支援利売等を除き、連携の対象として想定される医療機関、に含まれないため留意してください。 	められた入所 行う者を受け 医療機関(以	平12 老企43 第4の31の(1)	
	(2) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認していますか。	はいいえ	第55条 準用(第34条第2項) 平11厚令39 第28条第2項	
	(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めていますか。	はいいえ	第55条 準用(第34条第3項) 平11厚令39 第28条第3項	
	※ 取り決めの内容としては、流行初期期間緊急後、新興感染症の発生後4か月程度から6か月程度終過後)において、指定介護老人福祉施設の入利症に感染した場合に、相談、診療、入院の要否の判断、入院間整等を行うことが想定されます。なお、第二種協定指定医療機関である薬局や訪問期ンとの連携を行うことを妨げるものではありません。		平12 老企43 第4の31の(3)	
	(4) 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行っていますか。	はい・いいえ 該当なし	第55条 準用(第34条第4項) 平11厚令39 第28条第4項	
	※ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、(2)で定められた入所者の急変時等における対応の確認と合わせ、当該協力機関との間症の発生時等における対応について協議を行わなければなりません。協議の結果、当該協力医療機関との間で新興感染症の発生時等の対応の取りはい場合も考えられますが、協力医療機関のように日頃から連携のある第二種協定指定医療機関と取り決めを行うことが望ましいものです。		平12 老企43 第4の31の(4)	
	(5) 利用者は協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合に、速やかに再入所できるよう努めていますか。	はいいえ	第55条 準用(第34条第5項) 平11厚令39 第28条第5項	
	※ 「速やかに入所させることができるよう努めなければならない」とは、必ずしも週完後に再び入所を希望する入所者のために常にベッドを確保しことではなく、できる限り円滑に再入所できるよう努めなければならないということです。	ておくという	平12 老企43 第4の31の(5)	
	(2) 入居者の口腔衛生の観点から、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めていますか。 協力歯科医療機関名	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第34条第6項) 平11厚令39 第28条第2項	
	※ 協力病院及び協力適利医療機関的は、何れも指定施設からが延時間にあることが望ましいです。		平12老企43 第4の31	

49 掲示	施設内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの 選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用第35条第1項 平11厚令39 第29条	・掲示物
	※ 運営類程の概要、従業者の動務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した 日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)等の入所申込者のサービスの選択ご資すると認められる重要事項を指定介護老人福祉施設の 掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。 (1) 施設の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの入所申込 者、入所者又はその家族に対して見やすい場所のことであること。 (2) 従業者の動務の体制については、職種ごと、常勤・非常動ごと等の人数を掲示する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるもので	見やすい場所に	平12 老企43 第4 の32の(1)	
	※ 重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることで、掲ができます。	引に代えること	条例 第55条 準用(第35条第2項)	
50 秘密保持	(1) 従業者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしていませんか。	はいいいえ	条例 第55条	・就業時の取 り決め等の
等	※ 秘密を保持すべき旨を就業規則に規定したり、誓約書等をとるなどの措置を講じてください。		・ 準用(第36条第1項) 平11厚令39 第30条第1項 平12老企43 第4の28の(1)	記録
	(2) 従業者が、退職した後においても、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用(第36条第2項) 平11厚令39 第30条第2項 平12老企43 第4の28の(2)	
	(3) 居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入居者の同意を得ていますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第36条第3項)	
	※ 退居後の居宅介護支援計画の作成第二資するために、居宅介護支援事業者等に対して情報提供を行う場合には、あらかじめ、文書により入居者必要があります。	から同意を得る	平11 厚令39 第30条第3項 平12 老企43 第4の28の(3)	
	(4) 「個人情報の保護に関する法律」に基づき、入居者及びその家族の個人情報を適切に取り扱っていますか。	はい・いいえ	個人情報の保護に関 する法律(平 15 年法 律第57号)	
	※ 個人情報の取り扱いについては、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス(H29.4.14個人情報保護委員会を参照してください。	・厚生労働省)」		
51 広告	広告の内容が虚偽又は誇大なものとなっていませんか。	はい・いいえ 該当なし	条例 第55条 準用 (第37条) 平11厚令39 第31条	・パンフレッ ト等 ・ポスター等 ・広告 ・運営規程等
52 宮援に利等 介事対益の 護業す供禁	(1) 居宅介護支援事業者による介護保険施設の紹介が公正中立に行われるよう、指定居宅介護支援事業者またはその従業者に対し、要介護被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	はいいえ	条例 第55条 準用(第38条第1項) 平11厚令39 第32条第1項 平12老企43 第4の34の(1)	
	(2) 退居後の居宅介護支援事業者の選択が公正中立に行われるよう、指定居宅介護支援事業者またはその 従業者から、退居者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していませんか。	はいいえ	条例 第55条 準用第38条第2項 平11厚令39 第32条第2項 平12老企43 第4の34の(2)	
53 苦情処理	(1) 提供した指定施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第39条第1項)	・運営規程 ・掲示物

			平11厚令39 第33条第1項	苦情に関す
	※ 「必要な措置」とは、具体的には以下のとおりです。 ア 苦情を受け付けるための窓口を設置すること。 イ 植態窓口、苦情処理の体制及び手順等、事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにすること。 ウ 利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載すること。 エ 苦情に対する措置の概要について事業所に掲示すること 等		平12老企43	る記録 ・指導等に関 する記録
	(2) 上記(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録していますか。	はいいえ	条例 第55条	
	※ 入居者および家族からの苦情に対し、組織として迅速かつ適切に対応するため、苦情(施設が提供したサービスとは関係のないものを除く。)の 容等を記録してください。	受付日、その内	- 準用第39条第2項 平11厚令39 第33条第2項 平12老企43 第4の35の(2)	
	※ また、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な付輪であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行って	てください。		
	※ 苦情の内容等の記録よ 5年間保存してください。 ※ 苦情の内容等の記録よ 5年間保存してください。 ※ 苦情能決の仕組みの指針については「社会部止事業の経営者による福祉サービスに関する苦情能決の仕組みの指針について」(平成 12 年 6 月 7 日厚労	アシンタナロン ナ <u> </u>	【独自基準(市)】	
	※ 古前外次の月記がたこれでは「但芸信配事業の程度有による行配リーと人に関する古前外次の月記がしまれて、「代表 12 年 0 月 7 日享力としてください。	省通知 を参与		
	(3) 提供した指定施設サービスに関し、法第 23 条の規定により「市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査」に協力していますか。	はいいいえ 該当なし	条例 第55条 準用(第39条第3項) 平11厚令39 第33条第3項 平12老企43 第4の35の(3)	
	また、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 該当なし	条例 第55条 準用(第39条第3項) 平11厚令39 第33条第3項	
	(4) 市町村から求めがあった場合には、上記(3)の改善の内容を市町村に報告していますか。	はい・いいえ 該当なし	条例 第55条 準用(第39条第4項) 平11厚令39 第33条第4項	
	(5) 提供した指定施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)が行う法第176条第1項第2号の規定による「調査」に協力していますか。	はい・いいえ 該当なし	条例 第55条 準用(第39条第5項) 平11厚令39 第33条第5項	
	また、国保連から同号の規定による指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	はい・いいえ 該当なし	条例 第55条 準用(第39条第6項) 平11厚令39 第33条第5項	
	(6) 国保連からの求めがあった場合には、上記(5)の改善の内容を国保連に報告していますか。	はい・いいえ 該当なし	条例 第55条 準用(第39条第5項) 平11厚令39 第33条第6項	
54 地域との 連携等	(1) 施設の運営に当たっては、指定施設が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民又はボランティア団体等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用(第40条第1項) 平11厚令39 第34条第1項 平12老企43 第4の36の(1)	・地域交流に 関する記録
	(2) 施設の運営に当たっては、市町村が派遣する介護サービス相談員を積極的に受け入れる等、提供した 指定施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が相談及び援助を行う事業その他市町 村が実施する事業(広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業を 含む。)に協力するよう努めていますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第40条第2項) 平11厚令39	

71 n5	(名) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (11) (,	
			第34条第2項 平12老企43 第4の36の(2)	
55 事故発生 の防止及	(1) 次のような項目を盛り込んだ「事故発生の防止のための指針」を作成していますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用(第41条第1項	事故対応マニュアル
の防止及び発生時の対応	施設・おける介護事故の防止に関する基本的考え方 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項 介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針 修設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが、介護事故が発生しそうになった場合(ヒヤリ・ハット事例 及び現状を放置しておくと介護事故 に結びらく可能性が高いもの(以下「介護事故等」という。)の報告方法等、介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針 「介護事故等発生時の対応に関する基本方針 ・		第1号) 平11厚令39 第35条第1項第1号 平12老企43	・ヒヤリハッ ト 報告 書 ・事故 報告 書
			第4の37の(1)	
	(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策が従業者に周知徹底する体制が整備されていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用 (第41条第1項 第2号) 平12老企43	
	※ 事故が発生した場合等の報告、改善策、従業者への耐知撤留よ、介護事故等について、施設全体で情報共有し、今後の再発防止につなげるためのものであり、決して従業者の懲罰を目的としたものではないことに留意してください。具体的には、次のような手順を想定しています。 ① 介護事故等について報告するための様式を整備すること。 ② 介護職員その他の職員は、介護事故等の発生又は発見ごとにその状況、背景等を記載するとともに、①の様式に従い介護事故等について報告すること。 ③ 次の(3) の事故発生の防止のための委員会において、②により報告された事例を集計し、分析すること。 ④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等をとりまとめ、防止策を検討すること。 ⑤ 防止策を請じた後に、その効果について評価すること。 ⑥ 防止策を請じた後に、その効果について評価すること。		第4の37の(2)	
	(3) 事故発生の防止のために、次のような委員会を設置し、定期的及び必要に応じて開催していますか。	はいいえ	条例 第55条 準用(第41条第1項	
			第3号)	
	※委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができる。			
	 ○ 委員会は、介護事故発生の防止、再発防止のための対策を検討するものであること。 ○ 幅広い職種(例えば、施設長、事務長、介護支援専門員、医師、看護職員、介護職員、生活相談員)によって構成すること。 ○ 構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の安全対策を担当する者を決めておくこと。 ○ 運営委員会など他の委員会と独立して設置・運営すること。(感染対策委員会、身体拘束適正化検討委員会は一体的に設置・運営して差し支えない。) ○ 責任者はケア全般の責任者であることが望ましい。 ○ 施設外の安全対策の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。 		平11厚令39 第35条第1項	
	(4) 事故発生の防止のため、次のような従業者に対する研修を実施していますか。	はい・いいえ	条例	
	 事故発生防止の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発すること。 当該施設における指針に基づき、安全管理の徹底を行うこと。 当該施設が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育(年2回以上)を開催すること。 新規採用時には必ず事故発生防止の研修を実施すること 研修の実施内容について記録を作成すること。 		第55条 準用 (第41条第1項 第3号) 平12老企43 第4の37の(4)	
	(5) 事故発生の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。	はい・いいえ	条例 第55条 準用 (第41条第1項 第4号)	
	[事故発生防止等の措置をご適切「実施するための担当者] 指定介護老人福加施設「おける事故発生を防止するための体制として、上記に掲げる措置を適切「実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当 者としては、事故防止検討委員会の安全対策を担当する者と同一の従業者が努めることが望ましい。 なお、同一般地内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えない。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、入所者や施設の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任すること。 ※ 身体が拘束等適正化担当者、標着予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、唐徳の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者			
	(6) 入居者に対する指定介施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用(第41条第2項) 平11厚令39 第35条第2項	

71 BS	を名入価値加設(ユニグド全)			
	(7) 介護事故等の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	はいいいえ	条例 第55条 準用(第41条第3項) 平11厚令39 第35条第3項	
	(8) 入居者に対する指定施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。	はい・いいえ	条例 第55条	
	(9) (8)の事態に備えて、損害賠償保険に加入しておくか若しくは賠償資力を有する等の措置を講じていますか。	はいいいえ	準用(第41条第4項) 平11厚令39 第35条第4項 平12老企43 第4の37の(5)	
56 虐待の防 止	虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければなりません。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「高齢者虐待防止法」という。)に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとします。 (1) 虐待の未然防止			
	事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、 条例第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促 す必要があります。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・ 適切な対応等を正しく理解していることも重要です。 (2) 虐待等の早期発見			
	従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置(虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等)がとられていることが望ましいです。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応を行ってください。 (3) 虐待等への迅速かつ適切な対応			
	虚待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとします。			
	以上の観点を踏まえ、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の①から④に掲げる措置を講じていますか。	はいいえ	条例 第55条 準用(第41条の2第 1項	
	① 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。		条例 第55条 準用 (第41条の2第 1項第1号)	
	※ 虐待防止機計委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会を含む相互、端種で構成してください。構成メンバーの責務及び投資が担を明確にするとともに、定期的は開催することが必要です。また、虐待防員として積極的に活用してください。 員として積極的に活用してください。 一方、虐待等の事実については、虐待等に係る諸親の事情が、複雑かつ機能なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有さあるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。	止の朝家を委		
	※ 虧制が比較が受員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、他のサービス事により行うことも可能です。	業者との連携等		
	※ また、店舗抗止接針委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・ における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。	介護學系事業者		
	※	制、虐待等の再		

			AT IT-I	
	② 介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。		条例 第55条 準用 (第41条の2第 1項第2号)	
	※ 指定介護を人福祉施設が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととします。 ア 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 イ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ウ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 エ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する事項 カ 成年後見制度の利用支援、関する事項 キ 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ク 利用者等に対する当数指針の閲覧に関する事項 ケ その他虐待の防止の推進のために必要な事項		平12 老企43 第4の38の2	
	③ 介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。		条例 第55条 準用(第41条の2第 1項第3号)	
	※ 従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるととも ける指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとします。 職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が協計に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとと 時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。 また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。		平12 老企43 第4 の38の3	
	④ ①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		条例 第55条 準用 (第41条の2第 1項第4号)	
	※ 指定介護老人福山施設における虐待を防止するための体制として、(1)~(3)までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこ 当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が努めることが望ましいです。なお、同一敷地内での複数担当(※)の兼務や他の身の担当(※)の兼務ついては、担当者としての職務・支障が切ければ差し支えない。ただし、日常的に業務先の各事業所内の業務に従事しており、入況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。 ※ 身体的内束等適正化担当者、衛債予防が採担当者「電護師が望ましい。」、感染が採担当者「電節師が望ましい。」、東教の発生又はその再発を防止を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者	業所・施設等と 所者や施設の状	平12 老企43 第4 の38の④	
57 入所者の 安全並び に介護 サービス	業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催していますか。	はいいえ	条例 第41条の3 平11厚令39 第35条の3	
の保員軽すをる委りの保員軽すをる委員をの減る検た員に方討め会	※ 介護現場の生産性向上の取組を促進する観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じた必要な対応を検討し、承全性を確保しながら事業所全体で機続的に業務投着こ取り組む、環境を整備するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担策を検続するための委員会の設置及び開催こいで規定したものです。なお、適用に当たっては、令和6年改正省令附則第4条において、3年間けており、令和9年3月31日までの間は、努力義務とされています。 ※ 本委員会は、生産性向上の取組を促進する観点から、管理者やケア等を行う職種を含む幅ない、職績により構成することが望ましく、各事業所のなな構成メンバーを検討してください。なお、生産性向上の取組に関する外部の専門家を活用することも差し支えないものです。また、本委員会は定場的して特性であることが必要ですが、開催する頻剪こついては、本委員会の開催が用機が用機が用機が用機が開発を持ちている事業が、あわせて、本委員会の開催が明確をきた。とのです。また、本委員会の開催に当たっては、厚生労働省を健局高齢者支援罪「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参ることが望まじいです。また、本委員会よアレビ電話装置等を活用して行うことができるものとし、この際、個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理工関するガイドライン」等を整つこしてく発達における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理工関するガイドライン」等を整つしてくた。事務負担発源の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「電産機構設システムの安全管理工関するガイドライン」等を整つとして、まの場合として、本委員会の名称について、法令では「利用者の安全並び、介護サービスの質の確保及び職員の負担経済に資する方策がを検討するための委員会をまた。本委員会の名称について、法令では「利用者の安全並び、介護サービスの質の確保及び職員の負担経済に資する方策が適切に検討されための委員会をでいる場合もあるところ、利用者の安全並び、について、対しては、注を会の名称を用いても差し支えありません。	解説に資する方 「の経過措置を受 に別ったじ、必要 事業所の状況を 考に、有意関係条事 さい、「運営する に対しません。 に対しませたれた。 に対したまする。 に対したまする。 に対したまする。 に対したまする。 に対していまする。 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、 には、	平12 老企43 第4 の39	
58 会計の区 分	(1) 指定介護老人福祉施設の設置者は、指定介護福祉施設サービスの事業の会計をその他の事業の会計と 区分していますか。	はいいえ	条例 第55条 準用 (第42条) 平11 厚令39 第36条	· 会計関係書 類
	(2) 具体的な会計処理の方法については、別に通知された「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」を参考として適切に行われていますか	はい・いいえ	平 13 老振 18	
59 記録の整 備	(1) 従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備していますか。	はいいいえ	条例 第55条 準用第43条第1項 平11厚令39 第37条第1項	・従業者に関する名簿・履歴書等・設備・備品

	(2) 入居者に対する指定施設サービスの提供に関する次の諸記録を整備し、その完結の日から2年間(ウ、オ、カにあっては5年間)保存していますか。 ア 施設サービス計画書 イ 提供した具体的なサービスの内容等の記録 ウ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 エ 入居者に関する市町村への通知に係る記録 オ 苦情の内容等の記録 カ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	はいいえ	条例 第55条 準用1年令39 第37条第2項 【独自基準(市)】	台会類施式提護サ係緊得行的関・通記苦記・る・るを類がは、提護サ係、緊急なっ拘す所知は情記される。 大き はいいた 東る村にはいいた 東る村にはいいないでは、一書が施ス録む合身等記へ係、関、関係、一書が施ス録む合身等記へ係、関、関係、一書が、のる、する。
60 介護サー ビス情報 の公表	長野県へ基本情報と運営情報を報告するとともに見直しを行っていますか。	はい・いいえ	法 第115条の35第1項 規則 第140条の43及び第 140条の44	
61 変更の届 出等	指定施設の開設者は、開設者の住所その他厚生労働省令に定める事項に変更があったときは、10 日以内にその旨を市長(高齢福祉課)に届け出ていますか。	はいいいえ	法 第89条 施行規則 第135条	
62 法令遵守 等の業体 の整備	① 業務管理体制を適切に整備し、関系行政機関に届け出ていますか。 届出先 [松本市 ・ 長野県 ・ 厚生労働省 ・ その他 ()] (いずれかに〇) 届出年月日 [年 月 日] 法令遵守責任者 氏名 []	届出あり・届出なし 不明	法第115条の32 第1項 施行規則 第140条の39	
	※ 全ての事業所が松本市内にある場合、届出先は松本市になります。 それ以外の場合は、松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者→業務管理体制関係→業務管理体制に て】で届出区分をご確認ください。	2011		
	※ 届出の有無が不明の場合については、届出先となる所管庁に確認し、届出を行っていない場合は、速り 届出を行ってください。 ※ 法令遵守責任者については、届出先となる所管庁に確認し、届出時から変更になっている場合は新り 出を行ってください。			
	【事業者が整備等する業務管理体制の内容】 ② 事業所数が20 未満 ・整備届出事項: 法令遵守責任者 ・届出書の記載すべき事項: 名称又は氏名、主たる事務所の所在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名。 ② 20 以上100 未満 ・整備届出事項: 法令遵守責任者、法令遵守規定・届出書の記載すべき事項: 名称又は氏名、主たる事務所代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等、法令遵守規定の概要 ③ 100 以上 ・整備届出事項: 法令遵守責任者、法令遵守規定業務執行監査の定期的実施 ・届出書の記載すべき事項: 名称又は氏名、主たる事務所の除在地、代表者氏名等、法令遵守責任者氏名等規定の概要、業務執行監査の方法の概要	所の所在地、		
	② 業務管理体制(法令等遵守)についての考え(方針)を定め、職員に周知していますか。 ③ 業務管理体制(法令等遵守)について、具体的な取組を行っていますか。	はい・いい 該当なし はい・いい		
		該当なし		

※ 具体がな取り組みを行っている場合は、次のア〜力を〇で囲み、力については対容を記入してください。 ア 介護接触の請求等のチェックを実施 イ 法令違反行為の疑いのある内部距離& 事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。 ウ 利用者からの相談・苦情等による違反行為に関する情静が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図って エ 業務管理体制についての研修を実施している。 オ 法令違守規程を整備している。 カ その他()	เ ∨ ₅.		
④ 業務管理体制(法令等遵守)の取組について、評価・改善活動を行っていますか。	はい・いい 該当なし		
☆ 以降は、 <mark>項目 61①</mark> で、届出先が松本市である事業所のみご回答ください。			
⑤ 貴事業所 (併設の施設等を含む) には、上記法令遵守責任者が出勤し、常 駐していますか。	はい・いい	X	
→ ⑤が「はい」に該当した場合、上記法令遵守責任者が「業務管理体制自己」 表等と合わせて実地指導までに、ご提出ください。	点検表」を記	}入・作成し、本	自己点検
※ 業務管理体制自己点検表は松本市のホームページ内【健康・福祉→高齢者について→業務管理体制一般検査について→業務管理体制自己点検表】に掲			管理体制
※ 今年度、併設事業所等の実地指導の際に、既にご提出いただいている場合	は、提出不	要です。	
→ ⑤が「いいえ」に該当した場合、上記法令遵守責任者が常駐している事業 該当事業所名 【 】 該当事業所住所 【 】 当該事業所連絡先 【 】	所等の情報	を記載してくだ	さい。

【介護老人福祉施設ユニット型】

基準項目		
	指針の整備	あり・なし
身体拘束廃止	委員会の開催日 (直近4回分を記載)	
	研修実施日 (直近2回分を記載)	
	計画の策定	あり・なし
業務継続個	研修実施日 (直近2回分を記載)	
	訓練実施日 (直近2回分を記載)	
	指針の整備	あり・なし
	委員会開催日 (直近4回分を記載)	
感染対策	研修実施日 (直近2回分を記載)	
	訓練実施日 (直近2回分を記載)	
	指針の整備	あり・なし
	委員会開催日	
事故防止対策	研修実施日 (直近2回分を記載)	
	担当者名	
	指針の整備	あり・なし
	委員会開催日	
虐待防止	研修実施日 (直近2回分を記載)	
	担当者氏名	